

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鳥取県条例第8号）第6条の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（平成21年度）

職員の採用は、競争試験及び選考により行われています。

区 分	平成21年度				計	平成20年度				計
	競争試験	うち 女性数	選 考	うち 女性数		競争試験	うち 女性数	選 考	うち 女性数	
一般行政職員	61人	27人	187人	117人	248人	76人	38人	143人	90人	219人
教 員	-	-	105人	49人	105人	-	-	73人	31人	73人
警 察 官	59人	7人	17人	-	76人	71人	5人	10人	-	81人
計	120人	34人	309人	166人	429人	147人	43人	226人	121人	373人

- (注) 1 職員数は、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いた数です（以下同じ。）
 2 一般行政職員は、教員及び警察官を除いた職員です（以下同じ。）
 3 教員は、県が給与の一部を負担することとされている市町村の学校の教員を含みます（以下同じ。）
 4 職員数は、再任用職員及び任期付職員の職員数を含みます。

(2) 職員の異動の状況（平成21年度）

職員の異動は、4月1日の定期異動のほか、年度中途であっても業務量の増減等、必要に応じて行っています。平成21年度は、一般行政職員のおおむね3人に1人が異動したこととなります。

区 分		平成21年度		平成20年度	
		異動者数	う ち 女性数	異動者数	う ち 女性数
一般行政職員	部 長 級	7人	-	8人	1人
	次 長 級	36人	2人	49人	4人
	課 長 級	175人	17人	213人	27人
	課長補佐級	284人	49人	345人	55人
	係 長 級	395人	141人	501人	144人
	一般職員等	629人	217人	805人	361人
	計	1,526人	426人	1,921人	592人
教 員	校 長	77人	17人	89人	24人
	教 頭	90人	23人	116人	28人
	教 諭	708人	370人	615人	318人
	助教諭等	4人	1人	4人	1人
	計	879人	411人	824人	371人
警 察 官	警 視	49人	-	59人	-
	警 部	93人	-	101人	-
	警 部 補	106人	2人	120人	1人
	巡 査 部 長	115人	14人	135人	11人
	巡 査 等	140人	13人	158人	10人
	計	503人	29人	573人	22人

(3) 職員の退職の状況（平成21年度）

区 分	平成21年度				平成20年度			
	一般行政 職 員	教 員	警察官	計	一般行政 職 員	教 員	警察官	計
定年退職	76人	48人	30人	154人	65人	56人	21人	142人
勸奨退職	4人	2人	7人	13人	12人	2人	15人	29人
早期退職	37人	31人	7人	75人	52人	44人	11人	107人
普通退職	70人	27人	14人	111人	72人	19人	12人	103人
分限免職	1人	1人	-	2人	-	-	-	-
懲戒免職	2人	1人	1人	4人	1人	-	-	1人
失 職	-	-	-	-	-	-	-	-
死亡退職	4人	3人	-	7人	4人	2人	4人	10人
計	194人	113人	59人	366人	206人	123人	63人	392人

(注) 早期退職とは、勤続20年以上で45歳以上の職員が7月末までの申出によりその年度末に退職すること（定年退職を除く。）を、普通退職とは自己の都合により退職することをいいます。

(4) 部門別の職員数の状況（平成22年4月1日現在）

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）、鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）及び鳥取県警察職員定数条例（昭和32年鳥取県条例第14号）で上限を定めています。

これら職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的・機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

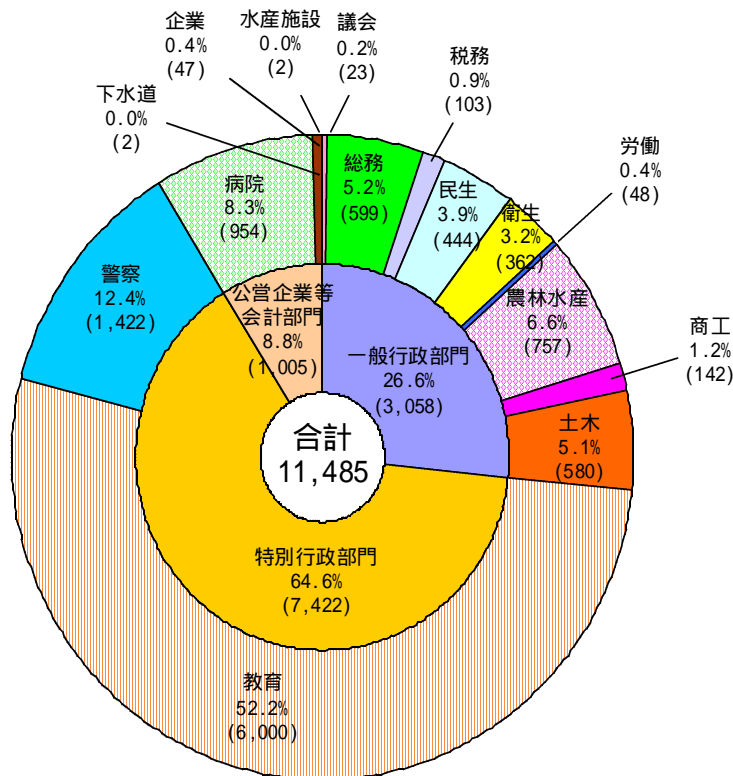
区 分		職 員 数				
部 門		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
一般行政部門	議 会	24人(1)	25人(1)	24人(1)	25人(1)	23人(2)
	総 務	612人(4)	620人(8)	629人(9)	613人(16)	599人(14)
	税 務	114人(0)	107人(7)	105人(2)	107人(2)	103人(4)
	民 生	471人(6)	481人(10)	456人(25)	445人(11)	444人(1)
	衛 生	379人(0)	380人(1)	368人(12)	369人(1)	362人(7)
	労 働	58人 (5)	52人(6)	48人(4)	50人(2)	48人(2)
	農 林 水 産	843人(33)	816人(27)	774人(42)	759人(15)	757人(2)
	商 工 土 木	170人(4)	114人(56)	132人(18)	131人(1)	142人(11)
計	3,323人(44)	3,223人(100)	3,144人(79)	3,091人(53)	3,058人(33)	
特別行政部門	教 育	6,319人(51)	6,238人(81)	6,118人(120)	6,051人(67)	6,000人(51)
	警 察	1,423人(8)	1,413人(10)	1,416人(3)	1,425人(9)	1,422人(3)
計	7,742人(59)	7,651人(91)	7,534人(117)	7,476人(58)	7,422人(54)	
普通会計計		11,065人(15)	10,874人(191)	10,678人(196)	10,567人(111)	10,480人(87)
公営企業等 会計部門	病 院	767人(20)	794人(27)	832人(38)	892人(60)	954人(62)
	下 水 道	4人(2)	2人(2)	2人(0)	2人(0)	2人(0)
	企 業	63人(6)	54人(9)	54人(0)	51人(3)	47人(4)
	水 産 施 設	5人(0)	5人(0)	5人(0)	2人(3)	2人(0)
計	839人(12)	855人(16)	893人(38)	947人(54)	1,005人(58)	
合 計 [条例定数]		11,904人(27) [12,506人]	11,729人(175) [12,372人]	11,571人(158) [12,234人]	11,514人(57) [12,090人]	11,485人(29) [12,012人]

(注) 1 ()は、前年との比較

2 職員数には、鳥取県職員の身分を有する派遣職員等を含みます。(総務省「地方公共団体定員管理調査」の区分等に準拠)

3 平成14年度から平成19年度までの間は、「雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例(平成14年鳥取県条例第4号)」により、地方機関、教育現場等のこれまで対応が十分にできなかった課題等を抱えている部署に職員を増員して配置してきました。

平成22年 部門別職員割合



(5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由(平成22年4月1日現在)

部門別の職員数の主な増減理由は、次のとおりです。

部 門	増減	主 な 増 減 理 由
-----	----	-------------

一般行政部門	議 会	2	事務局体制の見直しに伴う減
	総 務	14	農商工連携の推進に伴う増等、旅券業務の外部委託化に伴う減等
	税 務	4	他の地方公共団体への派遣職員の増、徴収業務の集約に伴う減等
	民 生	1	法人監査指導業務の充実に伴う増等、町福祉事務所設置に伴う業務体制の見直しによる減等
	衛 生	7	感染症・新型インフルエンザ対策の充実に伴う増等、健康増進業務の見直しによる減等
	労働	2	短期職業訓練業務の充実に伴う増、職業訓練専門校の業務体制の見直しによる減等
	農 林 水 産	2	全国豊かな海づくり大会実施体制の充実に伴う増等、業務体制の見直しによる減等
	商 工	11	新エネルギー関連産業振興業務、環日本海航路推進業務に伴う増等、内部組織の見直しによる減等
	土 木	12	営繕業務の一元化に伴う増等、県営住宅管理業務の外部委託化に伴う減等
	計	33	
特政別部門	教 育	51	高等特別支援学校設置準備に伴う増等、児童・生徒数の減少及び学校の統廃合等に伴う減等
	警 察	3	新たな治安情勢への対応等に伴う増等、一時的欠員による減
計	54		
普通会計計		87	
公会計部門等	病 院	62	病院看護体制等充実に伴う看護師の増等、現業業務の見直しによる減等
	下 水 道	0	
	企 業	4	工業用水道管理体制の見直しによる減等
	水 産 施 設	0	
計	58		
合 計		29	

(6) 定数削減の見通し及び削減状況

鳥取県では、これまで行ってきた行財政改革の実情とこれからの方向性を明らかにし、鳥取県版「集中改革プラン（定数削減・給与構造改革編）」を平成20年10月に策定しました。

ア 平成19年4月1日から平成23年4月1日までににおける定数削減の見通し

平成19年4月1日 職 員 数	平成23年4月1日 職 員 数	増減数	増減率
9,990人	9,490人	500人	5.0%

(注) 職員数は、警察・病院局を除く予算定数です（イにおいて同じ。）

また、鳥取県版「集中改革プラン」を国の「定員管理調査」ベースの職員数に置き直すと、平成19年4月1日現在の11,729人（警察・病院局を含む。）に対し、平成23年4月1日では351人の削減となると推計されます。

なお、351人の削減の推計に当たっては、平成20年4月1日現在の実績を踏まえ、平成21年度から平成23年度までの削減計画を単純に均等割して計算しています。また、鳥取県版「集中改革プラン」においては警察及び病院局を除いているため、警察と病院局は平成20年4月1日現在の人数と同数と仮定して推計しています。

イ 定数削減の年次別削減状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

区 分		19年	20年 (1年目)	21年 (2年目)	22年 (3年目)	23年 (4年目)	20年～22年 計	(参考) 数値目標
		一般行政部門	職員数	3,515人	3,418人	3,360人		
	増減	-	97人	58人	30人	-	185人(92.5%)	200人
学校職員	職員数	6,475人	6,403人	6,296人	6,201人	-	-	6,175人
	増減	-	72人	107人	95人	-	274人(91.3%)	300人
計	職員数	9,990人	9,821人	9,656人	9,531人	-	-	9,490人
	増減	-	169人	165人	125人	-	459人(91.8%)	500人

(注) 1 「一般行政部門」には、知事部局の他、行政委員会、企業局等を含みます。

2 ()内の数値は、定数削減の見通しに対する進捗率を示しています。

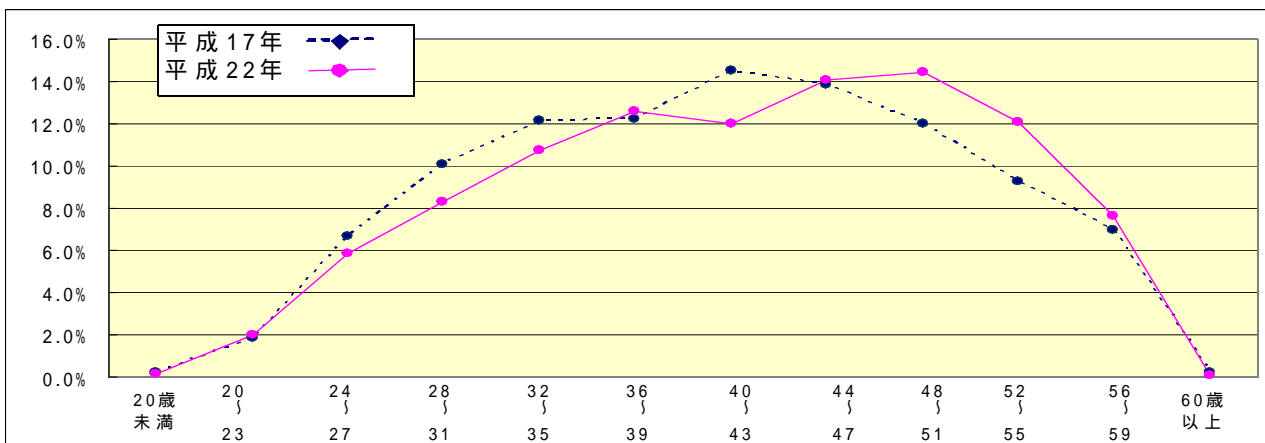
3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の定数増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの定数増減数の累計を示しています。

(7) 職級別の職員数の状況（平成22年4月1日現在）

職場における男女共同参画の推進を図るため、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に行っています。

区 分		平成22年4月1日現在			平成21年4月1日現在		
		職員数	うち女性数	割合	職員数	うち女性数	割合
		A	B	B / A	A	B	B / A
一般行政職員	部 長 級	15人	1人	6.7%	14人	1人	7.1%
	次 長 級	74人	6人	8.1%	74人	6人	8.1%
	課 長 級	432人	52人	12.0%	425人	51人	12.0%
	課長補佐級	765人	156人	20.4%	741人	151人	20.4%
	係 長 級	1,071人	373人	34.8%	1,034人	331人	32.0%
	一般職員等	2,729人	1,383人	50.7%	2,762人	1,382人	50.0%
	計	5,086人	1,971人	38.8%	5,050人	1,922人	38.1%
教 員	校 長	231人	48人	20.8%	230人	49人	21.3%
	副 校 長	-	-	-	11人	2人	18.2%
	教 頭	272人	63人	23.2%	262人	65人	24.8%
	主幹教諭	-	-	-	12人	2人	16.7%
	教 諭	4,608人	2,361人	51.2%	4,747人	2,395人	50.5%
	助教諭等	87人	20人	23.0%	-	-	-
	計	5,198人	2,492人	47.9%	5,262人	2,513人	47.8%
警 察 官	警 視	62人	-	-	62人	-	-
	警 部	126人	-	-	125人	-	-
	警 部 補	308人	4人	1.3%	311人	2人	0.6%
	巡 査 部 長	314人	21人	6.7%	322人	21人	6.5%
	巡 査 等	391人	32人	8.2%	382人	31人	8.1%
	計	1,201人	57人	4.7%	1,202人	54人	4.5%
合 計		11,485人	4,520人	39.4%	11,514人	4,489人	39.0%

(8) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
平成22年	21人	228人	676人	957人	1,230人	1,444人	1,382人	1,615人	1,660人	1,385人	875人	12人	11,485人
平成17年(5年前)	26人	222人	793人	1,196人	1,445人	1,452人	1,723人	1,643人	1,424人	1,099人	830人	24人	11,877人

(9) 障害者の雇用の状況（平成22年6月1日現在）

区分	平成22年				平成21年			
	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数 実数	障がい者 雇用率	法定 雇用率	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数 実数	障がい者 雇用率	法定 雇用率
知事部局等	3,492人	92.0人	2.63%	2.1%	3,477人	91.0人	2.62%	2.1%
身体障がい		1人				2人		
視覚障がい		4人				4人		
聴覚・平衡機能障がい		-				-		
音声・言語・そしゃく機能障がい		33人				36人		
肢体不自由		14人				13人		
内部障がい		11人				6人		
知的障がい	1人	1人						
精神障がい								
教育委員会	4,142人	72.0人	1.74%	2.0%	4,164人	67.0人	1.61%	2.0%
身体障がい		13人				11人		
視覚障がい		4人				3人		
聴覚・平衡機能障がい		-				-		
音声・言語・そしゃく機能障がい		14人				13人		
肢体不自由		13人				13人		
内部障がい		1人				1人		
知的障がい	2人	2人						
精神障がい								
警察本部	289人	6.0人	2.08%	2.1%	289人	6.0人	2.08%	2.1%
身体障がい		-				-		
視覚障がい		1人				1人		
聴覚・平衡機能障がい		-				-		
音声・言語・そしゃく機能障がい		-				-		
肢体不自由		2人				2人		
内部障がい		-				-		
知的障がい	-	-						
精神障がい								
病院局	540人	9.0人	1.67%	2.1%	508人	11.0人	2.17%	2.1%
身体障がい		-				-		
視覚障がい		1人				1人		
聴覚・平衡機能障がい		1人				1人		
音声・言語・そしゃく機能障がい		-				-		
肢体不自由		3人				4人		
内部障がい		-				-		
知的障がい	-	-						
精神障がい								

(注) 1 知事部局等とは、知事部局及び企業局の職員です。

2 「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職

員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数です。

- 3 「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1人を2人に相当するものとして計上し、精神障がい者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして計上しています。
- 4 職員数については、非常勤職員（任用期間が1年かつ勤務時間が月17日又は週29時間以上の者に限る。）を含みます。

(10) 退職者の再就職の状況

平成21年4月1日から平成22年3月31日までに退職した者の再就職の状況は次のとおりです。

区 分		平成21年度				
		平成21年度の退職者数	左のうち再就職した者	民間企業等	再就職先 地方公共団体	公共的団体等
知事部局	総 数	106人	33人	8人	8人	17人
	うち管理職	47人	21人	4人	4人	13人
企業局	総 数	4人	2人	1人	-	1人
	うち管理職	2人	-	-	-	-
病院局	総 数	37人	12人	7人	-	5人
	うち管理職	2人	-	-	-	-
教育委員会	総 数	127人	22人	4人	16人	2人
	うち管理職	43人	11人	3人	7人	1人
警察本部	総 数	67人	16人	-	16人	-
	うち管理職	7人	1人	-	1人	-
県議会	総 数	-	-	-	-	-
	うち管理職	-	-	-	-	-
監査委員	総 数	-	-	-	-	-
	うち管理職	-	-	-	-	-
人事委員会	総 数	-	-	-	-	-
	うち管理職	-	-	-	-	-
選挙管理委員会	総 数	-	-	-	-	-
	うち管理職	-	-	-	-	-
海区漁業調整委員会	総 数	-	-	-	-	-
	うち管理職	-	-	-	-	-

- (注) 1 死亡退職、失職、分限免職及び懲戒免職並びに国、他の地方公共団体等との人事交流のため退職する場合を除きます。
 2 「左のうち再就職した者」は、届出があった者の計です。
 3 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等以外の法人です。
 4 「管理職」とは、退職時に課長級以上の職にあった職員です。

2 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

(1) 給与制度の見直しについて

平成21年度に行った主な見直しは、次のとおりです。

項 目	見直しの内容	実施時期
給料月額 の改定	・ 給料月額を3.0パーセント引下げ（行政職給料表5級以下相当の職員及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）	平成22年1月1日 （人事委員会勧告を受けて実施）
手当の見直し	・ 期末・勤勉手当（ボーナス）の支給月数の引下げ(4.02月 3.86月)	平成21年12月1日 （人事委員会勧告を受けて実施）
	・ 自宅にかかる住居手当（新築又は取得後5年以内に限り月額2,500円）の廃止	平成22年1月1日 （人事委員会勧告を受けて実施）
	・ 義務教育等教員特別手当の上限額の引下げ（月額15,900円 11,700円）	平成22年4月1日

参考

鳥取県では、独自に給与制度の適正化に取り組んでおり、平成17年度から以下の見直しを実施しています。

項 目	見直しの内容	実施時期
職責の実態と給与の級との関係が不適切な職等（いわゆる「わたり」）の見直し	・ 職務や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの関係が不適切な職の廃止又は格付けの見直し 【行政職の例】…他の給料表についても同趣旨の見直しを実施 主事：1～4級 1～3級(4級を廃止)〔1～2級〕 主任：4～6級 廃止 係長：4～6級 4～5級(6級を廃止)〔3級〕 主査：7～8級 廃止(8級は平成13年度から凍結) 〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成18年2月1日 （経過措置あり）
海事職給料表の新設	・ 船員に対する海事職給料表の新設（行政職給料表から海事職給料表へ切替え） ・ 航海手当（特殊勤務手当）の支給を、夜間及び警報、注意報の発令時に限定	平成20年4月1日

	・ 旅行手当の廃止	
初任給の引上げと高齢者層の昇給の抑制	・ 初任給の引上げ (行政職大卒の場合: 1級25号給[170,200円] 1級29号給[176,800円]) ・ 50歳を超える職員の標準の昇給号給数を4号給(管理職層は3号給)から2号給(55歳を超える職員は2号給から1号給)に抑制	平成20年4月1日
特殊勤務手当の適正化	・ 支給対象業務及び支給方法の抜本的な見直し ・ 手当の廃止: 13手当(訓練指導手当、特殊自動車運転手当、けん銃操作法指導手当、発電所集中制御業務手当等) ・ 支給方法の変更(警察職員の作業手当等を月額から日額へ) ・ 手当の減額(医療業務手当)	平成18年4月1日
	・ 運転免許技能試験手当の廃止	平成19年4月1日
その他の手当の適正化	・ 給料の調整額、農林漁業改良普及手当及び産業教育手当の廃止 ・ へき地手当の支給率の引下げ(4/100~16/100 1/100~6/100)	平成18年4月1日
	・ 特勤手当の廃止	平成21年4月1日
現業職の給与の見直し	・ 行政職1~5級〔1~3級〕相当の水準まで引下げ(従来は行政職7級相当水準) ・ 職責に基づかない職務の級の格付けの廃止 車庫長、守衛長等の特定の職に任用された者に限り、行政職4・5級〔3級〕相当とする(他は1~3級〔1~2級〕相当) 〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成17年9月1日 (経過措置あり)

(注) 上掲のほか、国の給与構造改革に準じた制度改正(給料表の改正、勤務実績・成績に応じ号給を決定する査定昇給制度の導入、退職手当の算定方法の見直し等)を平成18年度より実施しています。

(2) 人件費の状況(平成21年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成22年3月末現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	平成20年度 の人件費率
平成21年度	595,331人	363,175,068千円	12,938,357千円	94,057,486千円	25.9%	29.2%

(注) 1 実質収支は、当該年度における剰余金です。
2 人件費には、職員共済費、県議会議員並びに知事、副知事及び出納長の報酬等が含まれます。

(3) 職員給与費の状況(平成21年度普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たりの 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成21年度	10,561人	45,749,771千円	8,534,951千円	15,464,938千円	69,749,660千円	6,604千円

(注) 1 職員数は、平成21年4月1日現在の人数です。
2 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	職員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)
平成21年度	339,283円	342,234円	2,951円 (0.86%)	2,738円 (0.8%)

(注) 「民間給与」と「職員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与額(「職員給与」は、いわゆる「わたり」見直しの経過措置がなかった場合の額)です。

イ 特別給

区分	人事委員会の勧告			
	民間の支給 割合 A	職員の支給 月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)
平成21年度	3.86月	4.02月	0.16月	0.16月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「職員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(参考) 特別給の支給月数等の推移

本県では、従来から県内民間との均衡を考慮して改定を行ってきたところです。これにより、平成21年度の本県の支給月数は、都道府県中46位となっています。

区分	県職員の支給月数		県内民間の支給割合	国家公務員の支給月数(改定後)
	改定前	改定後		
平成19年度	4.25月	4.05月	3.90月	4.45月
平成20年度	4.05月	4.02月	4.02月	4.50月
平成21年度	4.02月	3.86月	3.86月	4.15月
平成22年度	3.86月	3.90月	3.90月	3.95月

(注) 1 平成19年度は給与削減の特例措置により、特別給についても3%(部長等4%、若年職員2%)の削減を行ったところです。
2 平成22年度は、「県職員の支給月数(改定後)」は人事委員会勧告、「国家公務員の支給月数(改定後)」は人事院勧告で勧告された支給月数です。

(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成22年4月1日現在。企業局及び病院局の職員を除く。以下(6)から(12)までにおいて同じ。)

区分	一般行政職			警察職			高等学校教育職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	321,733円	406,248円	42.1歳	326,152円	450,833円	39.7歳	368,684円	410,025円	42.4歳
		347,688円			352,147円			386,600円	
都道府県平均	343,005円	427,547円	43.8歳	330,043円	474,584円	40.0歳	390,833円	458,004円	44.8歳
国	325,579円	395,666円	41.9歳	318,139円	369,610円	41.3歳			

区分	小・中学校教育職			研究職			医師等医療職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	377,066円	413,776円	44.7歳	330,002円	397,394円	40.1歳	465,335円	930,520円	43.4歳
		393,881円			355,503円			878,035円	
都道府県平均	377,216円	437,491円	43.9歳	364,494円	433,898円	43.4歳	452,638円	972,802円	43.8歳
国				400,956円	547,671円	44.6歳	484,473円	815,480円	48.8歳

区分	薬剤師等医療職			看護師等医療職			海事職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	291,293円	340,382円	39.0歳	282,486円	344,843円	38.2歳	348,138円	405,624円	43.6歳
		309,768円			296,798円			378,114円	
都道府県平均	335,983円	399,271円	42.8歳	320,595円	396,029円	40.1歳			
国	313,866円	355,717円	44.0歳	318,285円	348,250円	45.5歳			

区分	現業職					民間(現業職)			参考(現業職)		
	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(時間外勤務手当等を含まない額)	平均年齢	職員数	平均給与月額(B)	平均年齢	A/B(参考)	年収ベース(試算値)の比較		
									公務員(C)	民間(D)	C/D
鳥取県	313,481円	363,376円	328,733円	47.2歳	232人						

用務員	295,646円	318,155円	308,119円	43.9歳	37人	213.6千円	53.8歳	1.49	4,962.3千円	3,008.2千円	1.65
自動車運転手	312,453円	377,269円	331,361円	46.5歳	82人	180.5千円	56.8歳	2.09	5,777.6千円	2,506.5千円	2.31
守衛	326,020円	406,920円	345,187円	49.4歳	12人	160.4千円	57.1歳	2.54	6,193.4千円	2,061.7千円	3.00
その他	319,360円	363,489円	332,197円	48.7歳	101人						
都道府県平均	332,714円	388,002円		48.8歳							
国											

- (注) 1 一般行政職は、警察職、教育職、研究職、医療職、海事職及び現業職の職員を除いたものです。
2 研究職は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に係るものです。
3 平均給料月額、手当を含まない給料(教職調整額を含む。)の平均月額です。
4 平均給与月額は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です(鳥取県の上段、都道府県平均)。なお、鳥取県の下段及び国の額は、手当のうち時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を含まない額です。
5 都道府県平均の数値は平成21年4月1日現在、国の数値は平成22年1月15日現在です。
6 現業職の民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成19年~21年の平均)。
7 現業職の職種については、用務員、自動車運転手、守衛はそれぞれ賃金構造基本統計調査における「用務員」、「家用自動車運転手」、「守衛」と比較していますが、年齢、業務内容、雇用形態等完全に一致しているものではありません。
8 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(6) 職員の初任給の状況(平成22年4月1日現在)

区 分		鳥 取 県	国
一般行政職	大学卒	176,800円	172,200円
	高校卒	142,800円	140,100円
警 察 職	大学卒	205,000円	200,000円
	高校卒	162,800円	158,100円
高等学校	大学卒	197,400円	-
教 育 職	高校卒	153,100円	-
	小・中学校	大学卒	197,400円
教 育 職	高校卒	153,100円	-
	研究職	大学卒	183,100円
医師等医療職	大学卒	290,600円	237,700円
薬剤師等医療職	大学卒	182,400円	178,200円
	短大3卒	172,600円	167,000円
看護師等医療職	短大3卒	196,000円	188,900円
海 事 職	大学卒(航海士等)	218,700円	-
	大学卒(甲板員等)	201,800円	-
現 業 職	高校卒	138,400円	-

- (注) 平成20年度から、人事委員会勧告に伴い初任給の引上げを行いました。なお、この勧告は、県内民間事業所従業員の初任給が職員の初任給を大きく上回っていることによりなされたものです。

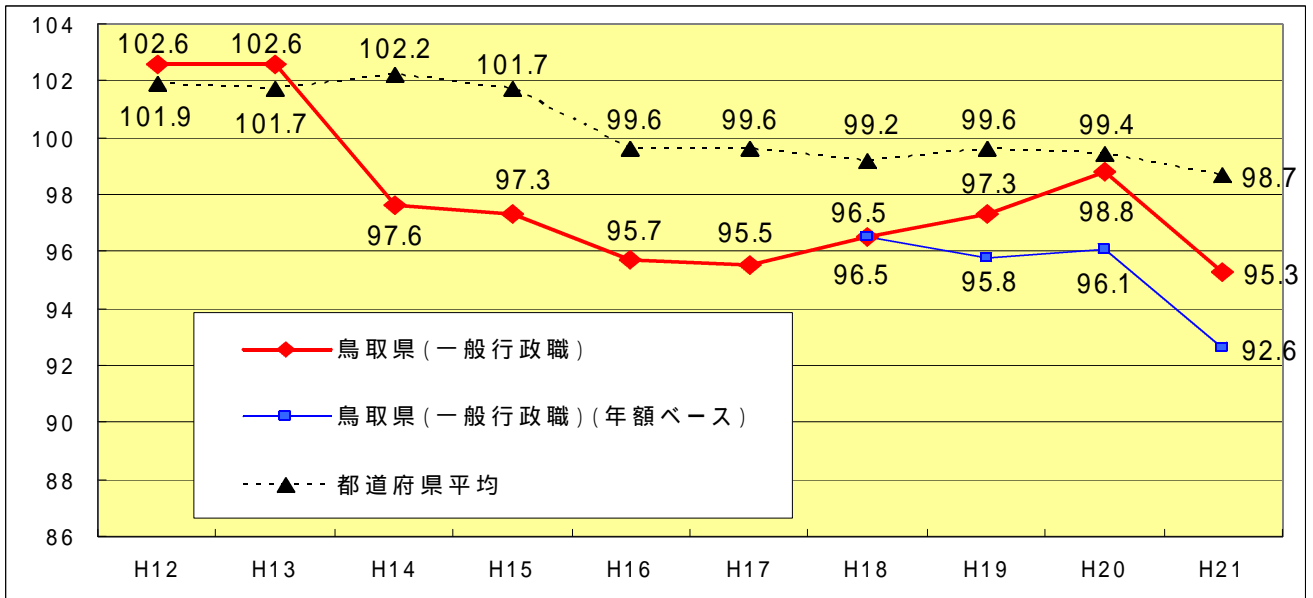
(7) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額の状況(平成22年4月1日現在)

区 分		経験年数				
		10年	15年	20年	30年	40年 (大卒は35年)
一般行政職	大学卒	255,486円	290,558円	335,721円	405,387円	420,979円
	高校卒	217,712円	256,228円	293,114円	363,941円	409,166円
	大学卒	284,209円	1 328,078円	2 372,760円	417,903円	435,512円

警 察 職	高校卒	250,971円	291,293円	340,889円	394,144円	435,050円
	大学卒	295,669円	330,519円	368,433円	418,759円	446,218円
高 等 学 校 教 育 職	高校卒	- 円	- 円	288,660円	358,900円	- 円
小・中学校教 育 職	大学卒	296,051円	330,261円	361,076円	406,096円	435,674円
研 究 職	大学卒	292,667円	319,008円	346,427円	- 円	429,800円
薬 剤 師 等 医 療 職	大学卒	260,425円	292,650円	333,754円	375,824円	3 396,204円
現 業 職	高校卒	- 円	4 264,267円	282,243円	328,951円	358,188円

- (注) 1 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴等の期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものです。
2 1から4までの各欄は、該当職員数がわずかであるため、次に掲げる経験年数の職員の平均給料月額を代わりに記載しています。 1:14年、 2:21年、 3:34年、 4:16年
3 経験年数別の職員数が少ない職については、記載していません。

(8) 一般行政職の給料月額の国との比較(ラスパイレス指数)の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数は、国を100とした場合の鳥取県の給与水準の割合を示す指標です(各年4月1日現在)。100より大きいと県の平均給与が国を上回り、100より小さいと県の平均給与が国を下回っていることを表します。
2 平成14年度の大きなラスパイレス指数の変動は、平成14年度から職員の給与を削減する措置を行ったことが主な要因です。

(鳥取県では、民間の雇用情勢が大変厳しい状況にあることから、平成14年度から平成16年度までの3年間、職員の給与を削減し、それによって得られた財源を雇用創出施策の実施に充てました。また、地方交付税の大幅な削減等により、県財政が非常に深刻な状況にあるため、平成17年度から平成19年度までの3年間、職員の給与を削減し、県財政の再建を支えました。)

- 3 鳥取県では平成19年度から期末手当の支給割合を国と比べて引き下げ、異なる支給割合としていることから、その影響額も含めた年額ベースでの国との比較(理論値)を参考に掲載しました。

【平成21年計算式】
$$\frac{\text{鳥取県平均給料月額} \times 12\text{月} + \text{期末} \cdot \text{勤勉手当}(4.02\text{月分})}{\text{国平均給料月額} \times 12\text{月} + \text{期末} \cdot \text{勤勉手当}(4.15\text{月分})} \times 100$$

(9) 職員の給与の削減のための特例措置の状況

該当なし

なお、本県では、時限的、特例的ないわゆる「給与カット」を行っていませんが、「わたり」の廃止や諸手当の適正化等、本件独自の給与制度の見直しを行い、併せて県内民間の水準を考慮した給与改定を行うことにより、恒常的に給与カットと同等以上の人件費削減効果が見込まれているところです。

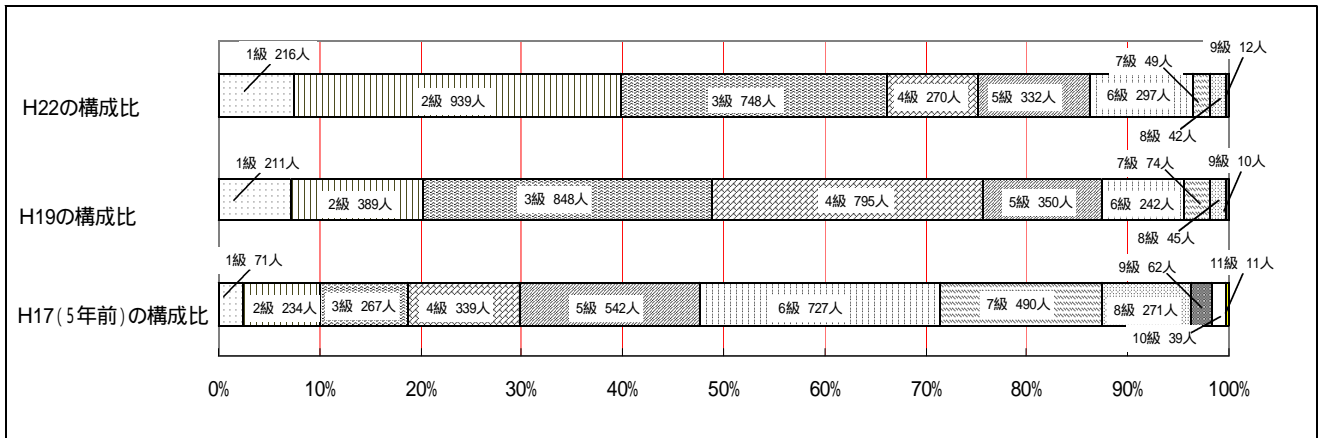
(10) 一般行政職の級別の職員数の状況(平成22年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級(1・2級)	主事及び技師	216人	7.4%
2級(3級)	主事及び技師	939人	32.3%
3級(4・5級)	係長	748人	25.7%
4級(6級)	課長補佐	270人	9.3%

5級(7級)	課長補佐	332人	11.4%
6級(8級)	課長	297人	10.2%
7級(9級)	課長	49人	1.7%
8級(10級)	次長	42人	1.4%
9級(11級)	部長	12人	0.4%

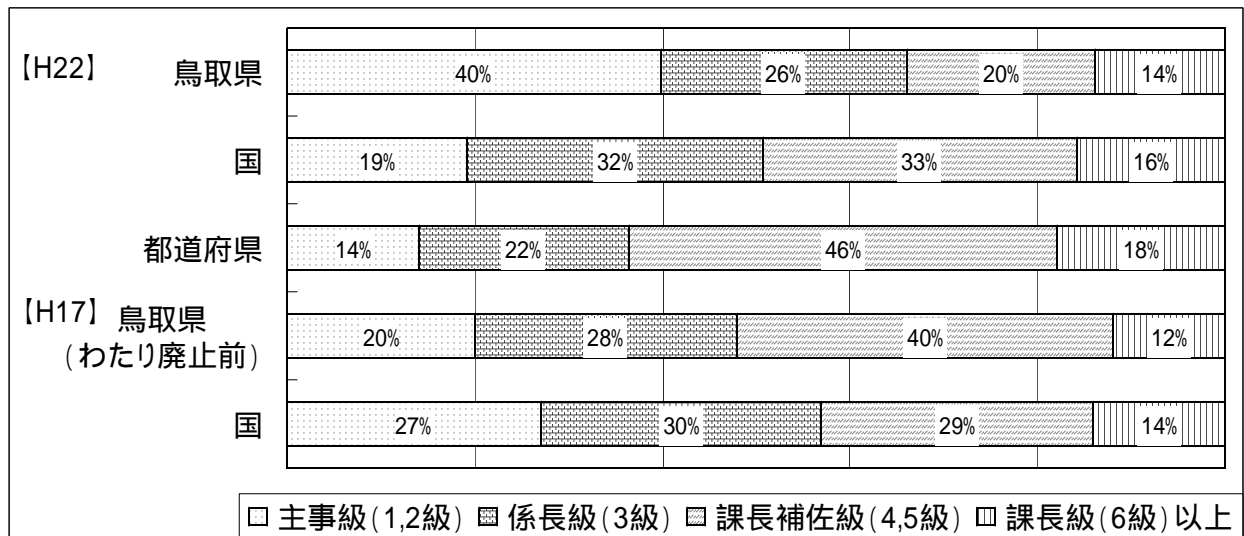
(注) 1 級は、一般行政職の職務を、その難易度等に応じて分類したものです。
 2 ()内の数値は、18年度から実施した職務の級の構成の変更以前の級です。
 3 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

ア 鳥取県の職位(職務の級)別職員割合の推移



(注) 「わたり」廃止(平成18年2月)に伴い、円滑な制度移行を図るため、平成19年度末まで2年間を重点期間として、課長補佐級、係長級の整理等を行った上で、平成20年4月1日に給料の級・号給の切替えを行いました。そのため、平成20年度以降は平成19年度に比べ、4級の職員の数が大きく減り、一方、2級の職員数は大きく増えています。

イ 職位(職務の級)別職員割合の国比較(行政職給料表適用者)



(注) 都道府県平均の数値は、各都道府県人事委員会が公表している行政職給料表の在級分布の状況を基に職務の級により区分・集計したものです。なお、級別職員数が公表されていない東京都については集計の対象となっていません。

「わたり」の廃止とは
 「わたり」は、年功的に給与を決定する仕組みであり、職員の給与は職務の内容や責任の重さに応じたものでなければならぬことが定められている地方公務員法の規定に照らして、不適切な面があったことから、抜本的に見直しを行い、平成18年2月に廃止したものです。

ウ 「わたり」の廃止に伴う職務の級の切替えの例(行政職の場合)

職名	H18.2以前 (見直し前)	H18.4.1 給与構造改 革による給 与切替後	見直し後(経過措置)		制度完成後
			H19.4.1	H20.4.1 H23.4.1までの4年間 給料月額 の激減緩和 措置あり	

主査	7～8級	5級	廃止 課長補佐級へ昇任しない限り4級暫定主任(課長補佐級)へ	廃止 係長級へ昇任しない限り1～2級へ	廃止
係長	4～6級	3～4級		4級廃止 課長補佐級へ昇任しない限り3級へ	3級
主任	4～6級	3～4級		廃止 係長級へ昇任しない限り1～2級(主事級)へ	廃止
主事	1～4級	1～3級		3級廃止 係長級へ昇任しない限り1～2級(主事級)へ	1～2級

(11) 昇給への勤務成績の反映状況(平成21年度)

昇給号数は、昇給日前1年間の勤務成績(本県では「人事評価」)に基づき次に掲げる表の区分により決定しています。なお、昇給日は毎年4月1日です。

階層		昇給区分		A	B	C	D	E
				特に優秀	優 秀	標 準	要努力	不 良
非管理職層	評 定				1～3、4(単年)	4(2年連続)	5	
	号数	50歳を超えない職員			4	2	0	
		50歳を超え、55歳を超えない職員			2	1	0	
		55歳を超える職員			1	0	0	
		初任層職員			5	2	0	
管理職層 (課長級以上)	評 定			1、2	3	4	5	
	号数	50歳を超えない職員		6	3	2	0	
		50歳を超え、55歳を超えない職員		3	2	1	0	
		55歳を超える職員		2	1	0	0	

- (注) 1 非管理職層については、基本的にCを適用しています。
 2 管理職層については、評定に基づきB～Eに区分しています。なお、知事部局(一般行政職)で、人事評価により1区分上位に決定された職員の割合は、55.2パーセントです。
 3 昇給区分の決定は、標準より上位に決定される場合(前年度昇給日から当年度昇給日の前日までの期間に昇任、博士号取得等があった場合)及び標準より下位に決定される場合(前年度昇給日から当年度昇給日の前日までの期間に懲戒処分、欠勤、病気休暇取得等により勤務日不足の場合)があります。
 4 平成20年度から、50歳を超える職員の標準の昇給号給数を2号給(55歳を超える職員は1号給)に抑制しています。
 5 初任層職員とは、新卒採用後一定期間にある職員及びこれに相当する職員です。

(12) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

(ア) 概要

民間企業におけるボーナスに相当する手当です。そのうち、勤勉手当は、勤務成績に応じて支給額を決定します。

(イ) 制度内容(平成22年4月1日現在)

(算定方法)

期末手当 = 基準日の給料月額等 × 支給割合 × 期間率

勤勉手当 = 基準日の給料月額等 × 成績率 × 期間率

(注) 1 「基準日」は、6月1日又は12月1日です。

2 「基準日の給料月額等」は、基準日の給料月額に、職制上の段階、職務の級等に応じた加算額等を加えた額です。

3 勤勉手当の「成績率」は、基準日以前6月間の勤務成績を5段階に評価し、それに応じて率を決定します。

4 「期間率」は、基準日以前6月間に勤務していない期間がある場合に、その期間の長さに応じて減額する率です。

(平成21年度の支給割合及び成績率)

区 分	再任用職員以外の職員			再任用職員			国(再任用職員以外の職員)		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.19月分	0.725月分	1.915月分	0.64月分	0.35月分	0.99月分	1.25月分	0.7月分	1.95月分

	(0.99)	(0.925)	(1.915)	(0.54)	(0.45)	(0.99)	(1.1)	(0.85)	(1.95)
12月期	1.22月分 (1.02)	0.725月分 (0.925)	1.945月分 (1.945)	0.66月分 (0.56)	0.4月分 (0.5)	1.06月分 (1.06)	1.5月分 (1.25)	0.7月分 (0.95)	2.2月分 (2.2)
計	2.41月分 (2.01)	1.45月分 (1.85)	3.86月分 (3.86)	1.3月分 (1.1)	0.75月分 (0.95)	2.05月分 (2.05)	2.75月分 (2.35)	1.4月分 (1.8)	4.15月分 (4.15)

(注) 1 勤勉手当の成績率は、総額を算出するための支給割合を掲げています。(最も多くの職員に適用される支給割合は0.71月(0.91月)です。)

2 ()内の数値は、特定幹部職員(次長級以上の職員)に適用される支給割合及び成績率です。

(ウ) 支給実績(平成21年度)

年間支給総額	支給職員数(平成21年12月)	1人当たりの平均支給年額
15,361,025 千円	10,981 人	1,398,873 円

(参考)平成22年6月期末・勤勉手当について

鳥取県(一般行政職:管理職除く)		国(行政職:管理職除く)	
平均年齢	40.4歳	平均年齢	35.5歳
平均給与月額 (給料+扶養手当+地域手当)	312,742円	平均給与月額 (俸給+扶養手当+地域手当等)	約300,800円
支給月額 (期末1.11月、勤勉0.71月)	1.82月	支給月額 (期末1.25月、勤勉0.67月)	1.92月
平均支給額	569,190円	平均支給額	約577,500円

(注) 1 国の数値は、総務省の報道資料によるものです。

2 勤勉手当の支給月数は、成績標準者の月数です。

(エ) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

鳥取県では、評定期間における勤務成績に基づき、次に掲げる表の区分により成績率を決定しています。なお、勤務成績の評価は、絶対評価であり、実際の評価の方法については、人事評価の基準の一部を準用しています。

勤務成績区分		1	2	3	4	5
成績率	特定幹部職員	110/100	96/100	91/100	70/100	45/100以下
	その他の職員	90/100	80/100	71/100	55/100	40/100以下

(注) 成績率は、表区分より低い率に決定される場合(評定期間に懲戒処分等があった場合)があります。

イ 退職手当

(ア) 概要

常勤の職員(臨時的任用職員及び再任用職員を除く。)が退職した場合に支給します。

(イ) 制度内容(平成22年4月1日現在)

(算定方法)

支給額 = 退職手当の基本額(退職日の給料月額 × 支給率) + 退職手当の調整額

(注) 1 退職手当の調整額は、在職中の職務貢献度によって手当額に較差を設けるものであり、具体的には職員が受けていた給料表、職務の級等に応じて決定します。

2 25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勤奨等により退職する場合には、「給料月額」に、定年前の年数1年当たり2パーセント(最高20パーセント)の加算があります。

(退職手当の基本額の支給率)

区 分	自己都合	勤奨・定年・早期退職
勤 続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
勤 続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
勤 続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
勤 続 40 年	53.5 月分	59.28 月分

(退職手当の調整額の区分)

区 分	調整月額	行政職給料表の場合	
		平成8年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日以降
第1号	50,000円	11級	9級

第2号	45,850円	10級	8級
第3号	41,700円	9級	7級
第4号	33,350円	8級	6級
第5号	25,000円	7級	5級
第6号	20,850円	6級	4級
第7号	16,700円	5級又は4級	3級
第8号	0円	3級以下	2級以下

(注) 1 退職手当の調整額は、在職期間を月ごとに第1号～第8号に区分し、額の多いものから60月分を合計した額です。
2 制度については、国と同じです。

(ウ) 支給実績(平成21年度)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
6,531,162 千円 (5,946,780 千円)	305 人 (232 人)	21,413,647 円 (25,632,673 円)

(注) () 内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

ウ 地域手当

(ア) 概要

民間賃金、物価及び生計費が特に高い東京、大阪等の地域に在勤する職員等に支給します。

(イ) 制度内容(平成22年4月1日現在)

(算定方法)

支給月額 = (給料月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 支給率

(注) 支給率は、職員が在勤する地域ごとに定めております。各地域の支給率は、次の「(ウ)支給実績」に掲げています。

(ウ) 支給実績(平成21年度)

年間支給総額		22,405 千円	
支給職員数		38 人	
1人当たりの平均支給年額		589,608 円	
支給対象地域(主な該当機関)	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区等(東京本部)	17 %	17 人	17 %
大阪市等(関西本部)	14 %	12 人	14 %
名古屋市等(名古屋本部)	12 %	5 人	12 %
その他派遣地域	9 ~ 10%	4 人	9 ~ 10%
平均支給率	14.6%	———	14.6%

(エ) 平成22年度の制度完成時

支給対象地域(主な該当機関)	支給率	国の制度(支給率)
特別区(東京本部)	18 %	18 %
大阪市(関西本部)	15 %	15 %
名古屋市(名古屋本部)	12 %	12 %

(注)平成18年度から支給率を段階的に引き上げました。(平成22年度で完成)

エ 特殊勤務手当

(ア) 概要

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に、その特殊勤務の実績に応じて支給します。

(イ) 制度内容(平成22年4月1日現在)及び支給実績(平成21年度)

年間支給総額	471,658 千円
1人当たりの平均支給年額	91,001 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	49.0 %

手当の種類（手当数）

42 種類

知事部局 18種類
 教育委員会 5種類
 警察 19種類（うち知事部局と重複する手当を除いたもの15種類）

手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員（延べ）
困難折衝等業務手当	総合事務所県税局職員	納税義務者、特別徴収義務者等を訪問し、接見して行う徴収、調査又は差押え等の業務	日額600円 （4時間未満60/100） （相手方が積極的加害意思 日額1,200円）	723千円	40人
	総合事務所県土整備局職員及び総合事務所農林局職員	用地の取得、使用又は損失の補償のために、土地所有者又は関係人を訪問し、直接接見して行う折衝の業務のうち、心身に著しい負担を与えるもの	日額600円 （4時間未満60/100） （相手方が積極的加害意思 日額1,200円）	10千円	8人
	社会福祉主事及び児童福祉司	社会福祉法等に基づき、要保護者又は援護、育成若しくは更正その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う指導、相談又は調査等の業務	日額600円 （4時間未満60/100） （相手方が積極的加害意思 日額1,200円）	135千円	24人
	精神保健福祉センター職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく調査、立会い若しくは精神障害者を訪問して行う精神障害者の福祉等に関する相談又は指導等の業務	日額600円 （4時間未満60/100） （相手方が積極的加害意思 日額1,200円）	29千円	21人
	児童指導員	緊急に児童を一時保護する業務及び当該業務に付随する一連の要保護者、親権者等に接見して行う指導、相談又は調査の業務	日額600円 （4時間未満60/100） （相手方が積極的加害意思 日額1,200円）	3千円	3人
防疫等業務手当	保健所職員	病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、病原体の付着した物件等の処理作業、患者の移送業務	日額300円	409千円	42人
	衛生環境研究所職員	感染症の病原体が付着した物件等に対する検査、調査等の業務	日額300円 （4時間未満60/100）		
	家畜保健衛生所職員	伝染性疾病の病原体に汚染されている区域において行う患畜の処理、解剖又は解体検査等の業務	患畜の処理等 日額300円 死亡畜の解剖等及び患畜等の解体検査等 日額1,200円		
	保健所保健師	結核患者の療養指導、問診、入院勧告及び感染症患者検査における採血等の業務	日額300円 （結核療養指導等は4時間未満60/100）		
児童生活支援業務手当	喜多原学園職員	喜多原学園の児童生活指導業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	8,148千円	60人
	皆成学園保育士	皆成学園における起居を共にして行う児童生活指導業務	月額11,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
放射線取扱手当	診療放射線技師	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業（1月に実効線量100マイクロシーベルト以上の外部放射線を被ばくする場合に限る。）	月額5,500円		
医療業務手当	総合療育センター医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務又は公衆衛生業務	総合療育センター院長 月額44,000円 同副院長等 月額29,000円 同医長等 月額24,000円 医師等 月額20,000円 ただし、従事日数が少	1,969千円	10人

			ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
	精神保健福祉センター、保健所等医師及び歯科医師		所長等 日額1,220円 課長等 日額1,110円		
海上危険業務手当	漁業取締船、水産試験船又は実習船の乗組員	海上で行う次に掲げる業務 ア 注意報及び警報のうち航海において危険と認められるものが行われている期間に行われる巡視、試験調査、実習又は講習のための航海の業務 イ 日没時から日出時までの間において行われる試験調査、実習又は講習の業務	日額600円 (4時間未満60/100)	761千円	83人
夜間定時制業務兼務手当	全日制課程又は昼間において授業を行う定時制課程の授業に従事することを本務とする教育職員	本務に係る正規の勤務時間を超えて夜間における定時制課程の授業に従事する業務	授業1時間600円	116千円	4人
乗船実習指導手当	教育職員	実習船に乗り組み、航海中に生徒に対して行う実習指導業務	日額5,100円	1,357千円	10人
種雄牛馬等取扱手	畜産試験場職員、中小家畜試験場職員及び倉吉農業高等学校職員	種雄牛馬又は種雄豚の自然交配、精液の採取等のため種雄牛馬又は種雄豚を御する作業及び恒温室における精液の保存処理作業	日額300円 (4時間未満60/100)	285千円	16人
	総合事務所職員	鳥獣の捕獲、搬送等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
多学年学級担当手	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教育職員のうち、教諭、助教諭及び講師	当該学級における授業又は指導業務(2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する場合に限る。)	3学年学級 日額350円 2学年学級 日額290円	386千円	8人
取締等業務手当	漁業取締船乗組員	海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙又はこれらの船舶の追跡その他の取締業務	日額600円	27千円	6人
	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務			
爆発物検査手当	消防チーム職員	大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺における火薬類取締法等の規定に基づく立入検査	日額300円		
と畜検査等業務手当	食肉衛生検査所職員	と畜検査員が行う獣畜のと殺検査、解体検査等の業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	2,767千円	20人
		解体された獣畜の肉、内臓、血液等の採取及び検査業務	月額11,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
		食肉衛生検査所長が行う獣畜のと殺検査、解体検査等の業務	日額1,200円		
狂犬病予防等業務手当	総合事務所職員	犬の検診、狂犬病の予防注射又は野犬等の収容等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	200千円	67人

		野犬等の殺処分等の業務	日額600円		
夜間看護手当	総合療育センター看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務	深夜勤務4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未満 1回2,900円 2時間未満 1回2,000円 勤務交代の加算あり	9,353千円	35人
潜水手当	職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間300円 20メートルを超え、30メートルまで 1時間600円 30メートルを超えると き 1時間1,200円	7千円	6人
特殊現場作業手当	総合事務所県土整備局職員及び総合事務所農林局職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	615千円	133人
		夜間、警報発令時等に交通を遮断することなく行う道路維持修繕、除雪等の作業	日額600円 (4時間未満60/100)		
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
		道路等における鳥獣死体処理作業	日額300円		
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所獣医師	家畜保健衛生所法に規定する家畜の伝染病の予防又は保健衛生のために必要な試験、検査、診断等の業務で家畜等に直接接して行うもの	日額300円 (4時間未満60/100)	1,897千円	83人
		患畜等の解体検査等の業務	日額1,200円		
	家畜保健衛生所獣医師及び中小家畜試験場職員	死亡畜の解剖業務	日額1,200円		
	畜産試験場及び中小家畜試験場職員	牛豚に対して行うワクチン接種又は疾病治療業務	日額300円		
有害物等取扱手当	試験場職員及び高等技術専門校職員	密閉した建築物等の内部で行うクロールピクリン、ホルマリン又は二硫化炭素を使用して行うくん蒸作業、毒物及び劇物に関わる作業のうち大量のガスの発生を伴うもの	日額300円	56千円	7人
	総合事務所農林局職員	建築物等の内部で行う毒物その他人体に有害な成分を含有する危険物質の散布作業又はその現場における直接の指導業務	日額300円 (毒物以外4時間未満60/100)		
環境衛生検査等業務手当	総合事務所生活環境局職員	アスベスト除去作業立入検査業務	日額300円 (4時間未満60/100)	20千円	7人
教員特殊業務手当	教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	非常災害時における児童又は生徒の保護等の業務 児童又は生徒の疾病等に伴う救急の業務 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	日額3,200円 (心身に著しい負担加算あり) 救急、補導業務の場合 日額3,000円	319,392千円	11,762人
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの	1時間以上2時間未満 600円 2時間以上3時間未満 1,200円		
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの又は週休日等に行うもの	3時間以上4時間未満 1,800円 4時間以上5時間未満 2,400円		
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	5時間以上6時間未満 3,000円		
		農場等の管理業務、家畜及び家畜舎等の管理業	6時間以上 3,600円		

		務又は家畜等の分娩の補助に係る業務で週休日等に行うもの			
		入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの	日額900円		
		特別支援学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師が行う児童又は生徒への直接指導業務	月額5,500円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
		小学校若しくは中学校の特別支援学級を担当すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭又は講師が行う児童又は生徒への直接指導業務			
災害応急作業等手当	防災局職員	航空機に搭乗して行う消火活動、救急業務その他の消防活動、防災業務、教育訓練等の業務	1時間1,200円 教育訓練 1時間600円 (夜間等の加算あり)	985千円	38人
	職員	異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額600円 危険区域等の加算あり		
		異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 危険区域等の加算あり		
教育業務連絡指導手	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭及び養護教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言等の業務	日額200円	50,749千円	1,121人
犯罪予防・捜査手当	警察職員	犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業	日額560円 (逮捕以外4時間未満60/100) 捜査本部職員 日額280円加算	22,230千円	999人
警ら手当	警察職員	警ら活動中の犯罪の予防又は検挙、事件又は事故の処理、交通の指導取締り、少年の補導、不審者への職務質問、市民に対する保護その他の作業	日額340円 (4時間未満60/100)	18,711千円	420人
犯罪鑑識手	警察職員	犯罪鑑識作業、実験用爆発物の製造若しくは解体作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験作業	現場におけるもの 日額560円 現場以外におけるもの 日額280円 (4時間未満60/100)	1,198千円	232人
交通捜査取締手	警察職員	交通事件又は交通事故の捜査作業	日額560円 (逮捕以外4時間未満60/100) 高速道路上において従事した場合 日額280円加算	8,117千円	669人
		交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締作業	日額560円 (4時間未満60/100)		
		高速道路上において行う交通取締作業	日額460円 (4時間未満60/100)		
		上記以外の交通取締作業	日額310円 (4時間未満60/100)		
死体取扱手	警察職員	検視作業	1体3,200円	11,061千円	562人
		死体取扱作業	日額1,600円 特別な状態にある死体の加算あり		
看守手当	警察職員	留置施設における被疑者の看守作業、被疑者の護送作業	日額330円 (4時間未満60/100)	5,087千円	467人

緊急走行手 当	警察職員	緊急自動車に乗車して行う緊急走行作業	日額420円	77千円	97人
警備艇運航手 当	警察職員	夜間、警報発令時等に警察活動のため警備艇を運航する作業	日額300円 (4時間未満60/100)		
通信指令手 当	警察職員	通信指令課に勤務する職員による緊急通報の受理及びこれに伴う警察無線電話による指令の通信の作業	日額230円 (4時間未満60/100)	671千円	20人
特殊危険物質危険区域内作業手 当	警察職員	サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業	日額250円 (4時間未満60/100)		
潜水手 当	警察職員	潜水器具を着装して行う潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間300円 20メートルを超え、30メートルまで 1時間600円 30メートルを超えると き 1時間1,200円 危険環境等の加算あり	37千円	37人
航空手 当	操縦士の資格を有する警察職員	航空機の操縦作業	月額35,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～3日 30/100 4日～6日 60/100	3,862千円	17人
	航空整備士の資格を有する警察職員	航空機の整備作業	月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
	警察職員	航空機に搭乗して行う航空機の操縦作業	1時間5,100円 夜間等の加算あり		
		航空機に搭乗して行う航空機の整備作業	1時間2,200円 夜間等の加算あり		
		航空機に搭乗して行う捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取締り等の作業	1時間1,200円 夜間等の加算あり		
航空機に搭乗して行う教育訓練	1時間600円 夜間等の加算あり				
爆発物処理作業手 当	警察職員	爆発物容疑物件に接近して行う作業	1回5,200円		
特殊危険物質処理作業手 当	警察職員	特殊危険物質等が発散又は漏えいしている状況下で行う救助活動、被疑者の逮捕、捜索、差押又は検証等の捜査活動等	特殊危険物質等が発散、漏えいしている状況下で行うもの 1回5,200円 特殊危険物質等が発散、漏えいしていない状況下で行うもの 1回2,600円		
		特殊危険物質等の処理作業	1回2,600円		
災害応急手 当	警察職員	火薬類、高圧ガスによる大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う立入検査作業	日額300円	8千円	6人
		山岳における人命救助のための救難捜索で危険かつ困難を伴う作業	日額600円		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用又は保守、鑑識等の作業	日額840円 夜間等の加算あり		

身 辺 警 護 手 当	警察職員	天皇等の警衛作業	日額1,150円	191千円	47人
		その他の対象者の警衛作業又は警護作業	日額640円		
海外犯罪情報収集手当	警察職員	日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報収集作業	日額1,100円		
銃器犯罪捜査手当	警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器等を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業	日額1,640円		
		防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器を所持する犯人の逮捕の作業	日額1,100円		
		銃器犯罪捜査に付随して、銃器等の射程範囲内等への配置の指示を受け、犯人の逮捕等の作業を支援する作業	日額1,100円又は820円		
		銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業	日額820円		
夜間特殊業務手当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる業務	全部深夜勤務 1回1,100円 一部深夜勤務 2時間以上 1回730円 2時間未満 1回410円	27,241千円	515人
緊急呼出（加算）	警察職員	緊急の呼出しにより、正規の勤務時間以外の時間において従事した犯罪捜査等、鑑識、交通取締り、爆発物の処理又は特殊危険物の処理の作業	1回1,240円	1,157千円	446人

（注）「 」は、職員数が少ないため、掲載していません。

オ 時間外勤務手当

（ア）概要

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給します。

（イ）制度内容（平成22年4月1日現在）

（算定方法）

支給額 = (時間外勤務1時間当たりの支給額) × (時間外勤務時間数)

（時間外勤務1時間当たりの支給額）

時間外勤務1時間当たりの支給額 = [{(給料月額 + 地域手当 + 初任給調整手当 + へき地手当(これに準ずる手当を含む。)+ 定時制通信教育手当 + 特勤勤務手当に準ずる手当) × 12月 } ÷ (38時間45分 × 52週 - 465分 × 18 ÷ 60) + 1時間当たりの特殊勤務手当] × 支給率

（支給率）

正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 125/100（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務は25/100を加算、月60時間を越える勤務は150/100）

上記以外の勤務 135 / 100（同上）

（ウ）支給実績

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成21年度	2,542,177千円	9,501人	267,569円
平成20年度	2,398,119千円	9,611人	249,518円

カ その他の手当等

区 分	制度内容（平成22年4月1日現在）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	平成21年度支給実績
扶 養 手 当	ア 配偶者 月額10,500円 イ 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで 月額11,000円 エ 15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（加算額） 1人月額5,000円 ----- 例 配偶者と子1人(16歳)を扶養親族としている場合 ア 10,500円 + イ 6,500円 + エ 5,000円 = 22,000円	異なる。	配偶者を扶養している場合 月額13,000円支給	(総額) 1,279,325千円 (職員数) 5,384人 (平均) 237,616円
住 居 手 当	借家・借間居住者（家賃月額12,000円以下の場合を除く。） 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給	同じ。	-	(総額) 580,734千円 (職員数) 2,493人

	<p>単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額</p>	同じ。	-	(平均) 232,946 円
通 勤 手 当	<p>交通機関等利用者 運賃等の額を支給 (・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。)</p>	同じ。	-	(総額) 989,648 千円 (職員数) 9,168 人 (平均) 107,946 円
	<p>自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給</p>	異なる。	通勤距離に応じ、月額2,000円から24,500円までの範囲内で支給	
	<p>特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算</p>	異なる。	異動に伴って利用することとなった職員等に限り1月当たり2万円まで支給	
	<p>駐車料金を負担している場合(パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額(1月当たり3千円を上限とする。)の通勤手当を支給</p> <p>ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</p>	異なる。	鳥取県独自の制度	
教 職 調 整 額	<p>義務教育諸学校等(小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校)の一定の教育職員に対し、その職務及び勤務態様の特殊性を考慮して支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 4 / 100</p>			(総額) 843,002 千円 (職員数) 4,790 人 (平均) 175,992 円
管 理 職 手 当	<p>一定の管理・監督の地位にある職員(管理職員)に対して支給する手当です。 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じて定額が定められています。</p>	同じ。	-	(総額) 740,076 千円 (職員数) 1,069 人 (平均) 692,307 円
初 任 給 調 整 手 当	<p>採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師・獣医師)の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給する手当です。 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額が定められています。(最高月額306,000円)</p>	同じ。	-	(総額) 63,900 千円 (職員数) 29 人 (平均) 2,203,448 円
単身赴任手当	<p>異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 23,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定められています。交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算はありません。</p>	同じ。	-	(総額) 82,427 千円 (職員数) 261 人 (平均) 315,812 円
へき地手当等	<p>山間地等生活の著しく不便な地に所在する小学校に勤務する教職員の特殊事情を考慮し、必要な人材確保を容易にすることで教育の振興を図ることを目的として支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当) × 支給率 (支給率) 学校ごとに2 / 100又は4 / 100の率が定められています。(へき地手当に準ずる手当は1 / 100)</p>			(総額) 3,181 千円 (職員数) 38 人 (平均) 83,723 円
定 時 制 通 信	高等学校の教育職員のうち、夜間の定時制教育又は通信教育			(総額) 9,345 千円

教育手当	に従事する職員に対し、その職務の複雑・困難性を考慮し、優秀な人材確保を容易にすることを目的に支給する手当です。 (支給額) 次の額を支給します。 定時制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額20,000円、通信制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額10,000円			(職員数) 43人 (平均) 217,316円										
特勤勤務手当に準ずる手当	生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = (支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) × 支給割合 (支給割合) 異動等の日からの経過期間等によって2/100から5/100の割合が定められています。	同じ。	-	職員数が少ないため、掲載していません。										
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、県が、国又は他の地方公共団体から職員の派遣を受けた場合に、派遣職員に対して支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 滞在日数 × 基準額 (基準額) 滞在期間の長さ及び利用する施設の種類に応じて、日額3,970円から6,620円までの範囲内で定められています。	同じ。	-	(総額) 千円 (職員数) 人 (平均) 円										
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ。	-	(総額) 247,107千円 (職員数) 9,501人 (平均) 26,009円										
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ。	-	(総額) 83,506千円 (職員数) 9,501人 (平均) 8,789円										
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給する手当です。 (支給額) 勤務1回当たり次の額を支給します。 <table border="1" data-bbox="359 1243 933 1400"> <tr> <td rowspan="2">一般の宿日直</td> <td colspan="2">医師・歯科医師</td> <td rowspan="2">警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>特定幹部職員</td> </tr> <tr> <td>4,200円</td> <td>20,000円</td> <td>12,000円</td> <td>7,200円</td> </tr> </table> (注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、これらの1/2の額です。	一般の宿日直	医師・歯科医師		警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等	一般	特定幹部職員	4,200円	20,000円	12,000円	7,200円	同じ。	-	(総額) 283,778千円 (職員数) 813人 (平均) 349,051円
一般の宿日直	医師・歯科医師		警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等											
	一般	特定幹部職員												
4,200円	20,000円	12,000円	7,200円											
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当です(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内で支給します。最高額は、部長級の職員等の場合です。 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額を支給します。	同じ。	-	(総額) 9,402千円 (職員数) 19人 (平均) 494,842円										
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材を確保することを目的に支給する手当です。 (支給月額) その者の属する職務の級及び受ける号給に応じて、月額2,900円から11,700円までの範囲内で定められています。			(総額) 751,220千円 (職員数) 5,480人 (平均) 137,084円										

(注) 「平成21年度支給実績」欄の「(総額)」は平成21年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成21年度支給職員数(一部は、平成21年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(13) 特別職の報酬等の状況
ア 給料月額等(平成22年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当	退職手当
----	---------	------	------

知 事	1,207,000 円	(算定方法) 給料(報酬)月額 × 145 / 100 × 支給割合 (支給割合) (知事、副知事) 6月期 1.31 月分 12月期 1.40 月分 計 2.71 月分 (議長、副議長及び議員) 6月期 1.32 月分 12月期 1.42 月分 計 2.74 月分	(算定方法)退職時の給料月額 × 在職月数 × 支給率 (支給率)知事 50 / 100 副知事 40 / 100 (支給時期)任期ごとに支給 (1期の手当額)知事 28,968,000円 副知事 17,280,000円 平成19年4月の改定により、知事、副知事等については、退職手当を大幅に引き下げるとともに、給与総額(退職手当を含む。)を約7パーセント引き下げたことにより、全国的に見ても低い水準となっています。 また、平成21年度には、期末手当について0.03月分、平成22年度には0.16月分の引下げを行いました。
副知事	900,000 円		
議 長	864,900 円 (930,000 円)		
副議長	762,340 円 (811,000 円)		
議 員	719,150 円 (757,000 円)		

- (注) 1 議長、副議長及び議員の給料・報酬月額欄のうち()内は、減額措置を行う前の額です。
2 退職手当額は、平成22年4月1日時点の給料月額に基づき、1期(48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
3 出納長は、平成21年7月10日付けで廃止になりました。

イ 平成21年度年間支給実績

区 分	給料・報酬	期 末 手 当	合 計
知 事	14,817,000 円	4,888,298 円	19,705,298 円
副知事	11,052,000 円	3,646,576 円	14,698,576 円
出納長	2,531,806 円	1,535,811 円	4,067,617 円
議 長	10,378,799 円	3,436,248 円	13,815,047 円
副議長	9,148,079 円	3,028,778 円	12,176,857 円
議 員	297,008,980 円 (8,485,970 円)	99,302,785 円 (2,837,222 円)	396,311,765 円 (11,323,192 円)

- (注) 1 「出納長」は、平成21年7月10日(任期満了)までの額です。
2 「議員」欄の上段は、議長及び副議長を除く議員全員の合計です。下段の()内は、議員1人当たりの額です。

(14) 企業局(電気事業、工業水道事業及び埋立事業)の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算(平成21年度)

区 分	総 費 用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成20年度の総費用に 占める職員給与費比率
電気事業	1,676,998 千円	117,029 千円	319,241 千円	19.04 %	21.1%
工業水道事業	743,241 千円	67,198 千円	87,992 千円	11.84 %	12.0%
埋立事業	205,013 千円	54,172 千円	17,228 千円	8.40 %	15.4%

(イ) 予算(平成22年度)

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B / A
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
電気事業	37 人	144,528 千円	39,835 千円	51,130 千円	235,493 千円	6,365 千円
工業用水事業	8 人	28,372 千円	6,971 千円	8,655 千円	43,998 千円	5,500 千円
埋立事業	2 人	8,224 千円	1,523 千円	3,572 千円	13,319 千円	6,660 千円

- (注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。
2 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成22年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額

電気事業	鳥取県	43.5歳	342,344円	532,761円
	団体平均	43.2歳	366,454円	583,137円
工業用水事業	鳥取県	40.6歳	401,868円	608,991円
	団体平均	45.4歳	383,062円	599,574円
埋立事業	鳥取県	45.0歳	342,975円	543,664円
	団体平均	46.8歳	418,101円	652,346円
県（一般行政職）		42.1歳	321,733円	406,248円

- (注) 1 団体平均とは、都道府県の当該事業区分の平均値です（以下同じ）。
2 団体平均の数値は、平成20年4月1日現在です。
3 団体平均の平均給料月額には、給料のほか扶養手当及び地域手当を含みます。
4 団体平均の平均給与月額には、給料のほか通勤手当などの毎月支払われる手当及び期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況（平成22年4月1日現在）

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度内容) (12)のアと同じです。

(平成21年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数（平成21年12月）	1人当たりの平均支給額
67,518 千円	50 人	1,350,367 円

(イ) 退職手当

(制度内容) (12)のイと同じです。

(平成21年度支給実績)

支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給額
84,044 千円 (83,356 千円)	4 人 (3 人)	21,008,408 円 (27,785,251 円)

(注) ()内は、平成21年度の勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

(ウ) 地域手当

(制度内容) (12)のウと同じです。

(平成21年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当

(制度内容) (12)のエと同じです。

(平成21年度支給実績)

年間支給総額		784 千円			
1人当たりの平均支給年額		30,418 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		52.0 %			
手当の種類（手当数）		3種類（うち一般行政職の職員と共通のもの2種類）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員（延べ）
特殊現場作業手当	企業職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査又は指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	784千円	247人
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
		発電所の建設現場で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額600円		
		発電所又は工業用水道施設の維持管理に関する業務	日額300円 風力発電所のタワー昇降等、浄水場着水井の点検に係る業務 日額600円 圧力ずい道の点検に係る業務 日額1,200円 (4時間未満60/100)		
		職員が著しく足場が不安定で危険な箇所で行う発電用導水路及び水圧管路設置工事の	日額300円 (4時間未満60/100)		

		監督、検査、測量、調査又は指導の業務		
災害応急等作業手当	企業職員	ダム、鉄管路における災害現場において急斜面での作業を行う巡回監視業務	日額1,200円 危険区域等の加算あり	
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額600円 危険区域等の加算あり	
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 危険区域等の加算あり	
用地交渉手当	企業職員	用地の取得のための折衝業務	日額600円	

(オ) 時間外勤務手当
(制度内容) (12)のオと同じです。
(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成21年度	23,106千円	45人	513,465円
平成20年度	14,999千円	48人	312,472円

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容(平成22年4月1日現在)	(12)の力の制度との異同	(12)の力の制度と異なる内容	平成21年度支給実績
扶養手当	ア 配偶者 月額10,500円 イ 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで 月額11,000円 エ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(加算額)	同じ。	-	(総額) 7,540千円 (職員数) 33人 (平均) 228,470円
住居手当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。)家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ。	-	(総額) 3,142千円 (職員数) 18人 (平均) 174,550円
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師・獣医師)の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給する手当です。 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額が定められています。 (最高月額306,000円)	同じ。	-	(総額) 千円 (職員数) 人 (平均) 円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 ・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。 ----- 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給 ----- 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算 ----- 駐車料金を負担している場合(パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額(1月当たり3千円を上限とする。)の通勤手当を支給 ----- ノーマイカー運動に参加している場合	同じ。	-	(総額) 5,445千円 (職員数) 48人 (平均) 113,446円

	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給			
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給する手当です。 （支給月額） 給料表、職務の級、手当区分に応じて定額が定められています。	同じ。	-	（総額） 5,684 千円 （職員数） 6 人 （平均） 947,400 円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給する手当です。 （算定方法） 支給月額 = 23,000円 + 加算額 （加算額） 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定められています。交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算はありません。	同じ。	-	職員数が少ないため、掲載していません。
特勤勤務手当に準ずる手当	生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給する手当です。 （算定方法） 支給月額 = (支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) × 支給割合 （支給割合） 異動等の日からの経過期間等によって 2 / 100 から 5 / 100 の割合が定められています。	同じ。	-	（総額） 千円 （職員数） 人 （平均） 円
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給する手当です。 （算定方法） 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135 / 100	同じ。	-	（総額） 1,135 千円 （職員数） 45 人 （平均） 25,212 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給する手当です。 （算定方法） 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25 / 100	同じ。	-	（総額） 282 千円 （職員数） 45 人 （平均） 6,267 円
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給する手当です。 （支給額） 勤務1回当たり4,200円支給します。 （注）宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円です。	同じ。	-	（総額） 千円 （職員数） 人 （平均） 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当です（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。） （支給額） 勤務1回当たり8,000円から12,000円までの範囲内で支給します。最高額は、局長の場合です。 勤務が6時間を超える場合には、150 / 100を乗じた額を支給します。	同じ。		（総額） 千円 （職員数） 人 （平均） 円

（注）「平成21年度支給実績」欄の「（総額）」は平成21年度年間支給総額を、「（職員数）」は平成21年度支給職員数（一部は、平成21年4月1日現在支給対象職員数）を、「（平均）」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(15) 病院事業（中央病院及び厚生病院）の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算（平成21年度）

区 分	総費用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	（参考） 平成20年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成21年度	15,891,131 千円	123,892 千円	8,488,198 千円	53.4 %	54.5%

(イ) 予算（平成22年度）

職員数	給 与 費	1人当たりの給与費
-----	-------	-----------

区 分	A	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	B / A
		平成22年度	980 人	3,490,117 千円	1,586,623 千円	

- (注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。
 2 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
病 院 局	36.7 歳	299,551 円	449,988 円
県（一般行政職）	42.1 歳	321,733 円	406,248 円

ウ 職員の手当の状況（平成22年4月1日現在）

- (ア) 期末手当・勤勉手当
 (制度内容) (12)のアと同じです。
 (平成21年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数（平成21年12月）	1人当たりの平均支給年額
1,104,417 千円	911 人	1,212,313 円

- (イ) 退職手当
 (制度内容) (12)のイと同じです。
 (平成21年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
379,074 千円 (348,713 千円)	51 人 (15 人)	7,432,824 円 (23,247,557 円)

(注) ()内は、勲奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

- (ウ) 地域手当
 (制度内容) (12)のウと同じです。
 (平成21年度支給実績) なし

- (エ) 特殊勤務手当
 (制度内容) (12)のエと同じです。
 (平成21年度支給実績)

年 間 支 給 総 額		173,277 千円			
1 人 当 た り の 平 均 支 給 年 額		233,842 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		83.1 %			
手 当 の 種 類 (手 当 数)		4 種類 (うち知事部局と共通のもの3種類)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員 (延べ)
放射線取扱手当	診療放射線技師	一般行政職の職員と同じ。		2,563千円	96人
防疫等業務手当	看護師及び准看護師	病院の結核病棟又は感染症病棟における業務	日額300円	2,894千円	129人
	中央放射線室職員	結核病棟又は感染症病棟における業務			
	運転士及び自動車整備士	感染症の患者等を自動車で移送する業務			
	中央検査室職員	結核菌その他の病原体を直接取り扱う業務	月額5,500円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
医療業務手当	医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務	院長 月額49,000円 副院長及び局長 月額44,000円	43,147千円	139人

			副局長及び部長 月額37,000円 医長、副医長及び室長 (3級の職務にあるもの) 月額29,000円 医長、副医長及び室長 (2級の職にあるもの) 月額24,000円 医師及び歯科医師 月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
夜間看護等 手 当	病院の病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	深夜勤務4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未満 1回2,900円 2時間未満 1回2,000円 特別事情の加算あり	124,673千円	672人
	病院に勤務する医師、助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う救急医療等の業務	1回1,240円		

(オ) 時間外勤務手当

(制度内容) (12)のオと同じです。

(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成21年度	708,523千円	862人	821,953円
平成20年度	548,964千円	803人	683,642円

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容(平成22年4月1日現在)	(12)の力の 制度との異同	(12)の力の 制度と異なる内容	平成21年度支給実績
扶 養 手 当	ア 配偶者 月額10,500円 イ 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 月額11,000円 1人目まで エ 15歳に達する日後の最初の4月1日 1人月額5,000円 から22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子(加算額)	同じ。	-	(総額) 68,998千円 (職員数) 308人 (平均) 224,018円
住 居 手 当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ。	-	(総額) 68,157千円 (職員数) 248人 (平均) 274,825円
通 勤 手 当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 (・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のものによる。 ・1月当たり55,000円を上限とする。) ----- 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給 ----- 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算 ----- 駐車料金を負担している場合(パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金	同じ。	-	(総額) 60,569千円 (職員数) 707人 (平均) 85,671円

	を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額（1月当たり3千円を上限とする。）の通勤手当を支給 ----- ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給			
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給する手当です。 （支給月額） 給料表、職務の級、手当区分に応じて定額が定められています。	同じ。	-	（総額） 28,556千円 （職員数） 30人 （平均） 951,863円
初任給調整手	採用による欠員補充が困難である職（医師・歯科医師）の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給する手当です。 （支給月額） 経験年数の増加に応じて減少する定額が定められています。（最高月額306,000円）	同じ。	-	（総額） 393,364千円 （職員数） 119人 （平均） 3,305,579円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給する手当です。 （算定方法） 支給月額 = 23,000円 + 加算額 （加算額） 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定められています。交通距離が100キロメートル未満の場合は加算はありません。	同じ。	-	（総額） 1,320千円 （職員数） 4人 （平均） 330,000円
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給する手当です。 （算定方法） 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135 / 100	同じ。	-	（総額） 98,184千円 （職員数） 862人 （平均） 113,903円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給する手当です。 （算定方法） 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25 / 100	同じ。	-	（総額） 59,778千円 （職員数） 862人 （平均） 69,348円
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給する手当です。 （支給額） 勤務1回当たり4,200円支給します。 （注） 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円です。	同じ。	-	（総額） 50,155千円 （職員数） 139人 （平均） 360,830円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当です（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。） （支給額） 勤務1回当たり6,000円から12,000円までの範囲内で支給します。最高額は、院長の場合です。 勤務が6時間を超える場合には、150 / 100を乗じた額を支給します。	同じ。	-	（総額） 2,656千円 （職員数） 12人 （平均） 221,333円

（注） 「平成21年度支給実績」欄の「（総額）」は平成21年度年間支給総額を、「（職員数）」は平成21年度支給職員数（一部は、平成21年4月1日現在支給対象職員数）を、「（平均）」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

3 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況

（1） 職員の勤務時間（平成22年4月1日現在）

一般行政職員の勤務時間は、次のとおりです。

なお、子の養育、家族の介護等の特別の事由がある場合には時差出勤が認められているほか、職務の特殊性から次の勤務時間により難しい場合には別に勤務時間を定めています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

（2） 職員の年次有給休暇の取得状況（平成21年）

年次有給休暇は、その年の在職期間等を考慮し、20日を超えない範囲内の日数が付与されます。

職員1人当たりの平均の年次有給休暇の取得日数は、次のとおりです。

区 分	平成21年度	平成20年度
一般行政職員	10.5日	10.8日
教 員	9.9日	9.5日
警 察 官	4.9日	4.8日

(3) 職員の時間外勤務及び休日勤務の状況(平成21年度)

職員1人当たりの1月の平均の時間外勤務及び休日勤務の時間数は、次のとおりです。

区 分	平成21年度	平成20年度
一般行政職員	18.6時間	16.1時間
警 察 官	49.7時間	48.8時間

(注) 教員は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年鳥取県条例第50号)の規定により原則として時間外勤務は命じないこととされています。

(4) 特別休暇の状況(平成22年4月1日現在)

休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
特別休暇 (有給)	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。
	証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。
	骨髄移植のために骨髄液の提供等を行う場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。
	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日以内	国は、国際交流事業等一部の活動については対象外
	結婚の場合	1週間以内	国は、連続する5日の範囲内
	妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠の期間等に応じて決められた回数につき、それぞれ1日の範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑等が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。
	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認める期間	国と同じ。
	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	2週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし。
	8週間(多胎妊娠の場合には14週間)以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	請求した日から出産した日までの期間	国は、6週間以内(多胎妊娠の場合は同じ。)
	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間	国と同じ。
	職員が生後満1年6月に達しない生児を育てる場合	1日2回各45分以内の期間	国は、1日2回各30分以内
	生理日のため勤務が著しく困難である場合	その都度必要と認める期間	国は、病気休暇扱い。
	妻の出産の場合	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、2日の範囲内
	妻の産前産後期間において、当該出産に係る子又はその子以外の小学校就学前の子を養育する職員が、養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。
	中学校就学前の子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、小学校就学前の子の看護が対象
	忌引の場合	死亡した者との関係により定める日数の範囲内でその都度必要と認める期間	国は、配偶者の場合7日(鳥取県は、10日)
	父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため必要と認められる場合	慣習上、最小限度必要と認める期間	国は、父母の追悼のための特別な行事について1日の範囲内
	夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日等を除いて原則として連続する4日の範囲内の期間	国は、連続する3日の範囲内
	感染症の予防に関する法令の規定による健康診断、就業制限等により勤務することが困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国は、職員の就業を禁止する措置を執る。(勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減されます。)
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。	
地震、水害、火災その他の災害、交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。	
地震、水害、火災その他の災害時において職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。	
病気休暇 (有給)	職員が負傷又は疾病のため療養することが必要であり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき最小限度で必要と認める期間(私事による負傷又は疾病の場合は、引き続き90日を超えない範囲内)	国は、私事による負傷又は疾病であっても期間制限なし。(勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の

無給休暇 (介護休暇)	職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間	俸給が半減されます。) 国と同じ。
無給休暇 (海外随伴休暇)	職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合	4年を超えない期間内において必要と認められる期間	国は、制度なし。

(5) 自己啓発等休業の状況(平成21年度)

公務に係る能力の向上に資するため、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合に、3年を超えない範囲で休業(無給)することができます。

区 分	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
取得件数	2件	-	-	2件
期間延長件数	-	-	-	-
失効、取消	-	-	-	-

(6) 修学部分休業の状況(平成21年度)

公務に係る能力の向上に資するため、大学等の教育施設において修学する場合に、2年を超えない範囲で部分休業(1週間につき20時間以内の無給休業)を取得することができます。

平成21年度については、修学部分休業の取得実績はありません。

(7) 育児休業の状況(平成21年度)

養育する子が3歳に達する日までの間、育児のために休業(無給)を取得することができます。

区 分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
取得件数	7件	109件	2件	103件	-	6件	9件	218件
期間延長件数	-	22件	-	24件	-	-	-	46件
失効、取消	-	37件	-	21件	-	2件	-	60件

(8) 育児短時間勤務の状況(平成21年度)

養育する子が小学校就学までの間、短時間勤務を行うことができます。勤務時間に応じた給与となります。

区 分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
取得件数	1件	18件	-	16件	-	-	1件	34件
期間延長件数	-	1件	-	7件	-	-	-	8件
失効、取消	-	5件	-	3件	-	-	-	8件

(9) 旅費の制度の概要(平成22年4月1日現在)

区 分	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
		甲地方 (東京都 特別区等)	乙地方 (甲、丙 地方以外)	丙地方 (鳥取県 の区域内)	
一 般 職	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円
特 別 職	3,000円	14,800円	13,300円	11,700円	3,000円
議会の議員、知事及び副知事	2,600円	13,100円	11,800円	10,200円	2,600円
教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公安委員会の委員、監査委員、労働委員会のあつせん委員並びに病院事業管理者、専門委員、附属機関の委員その他の構成員及び選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人、その他の特別職の職員	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円

(注) 日当は、県外出張で宿泊を伴う旅行の場合及び午後9時以降に帰着する旅行のみ支給されます。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 職員の分限の件数(平成21年度)

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、休職、降任及び免職の3種類があります。

区 分	休職	降任	免職	計
一般行政職員	136件	-	1件	137件
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-
心身の故障の場合	136件	-	-	136件
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	1件	1件
教 員	96件	-	1件	97件
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-
心身の故障の場合	96件	-	-	96件
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	1件	1件
警 察 官	10件	-	-	10件
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-
心身の故障の場合	10件	-	-	10件

職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-
計	242件	-	2件	244件
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-
心身の故障の場合	242件	-	-	242件
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	2件	2件

(注) 1 降任の処分は、該当なし。

2 処分件数は、休職の更新などにより、1名が2回以上処分される場合があります。

(2) 職員の懲戒等の件数(平成21年度)

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対してその責任を追及して行う不利益処分をいい、戒告、減給、停職及び免職の4種類があります。また、懲戒処分に至らない指導措置として、訓告、訓戒、注意等があります。

区 分	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
一般行政職員	17件	2件	-	2件	21件	47件
法令に違反した場合	-	-	-	-	-	21件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	15件	1件	-	-	16件	22件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	2件	1件	-	2件	5件	4件
教 員	1件	3件	-	1件	5件	56件
法令に違反した場合	-	2件	-	1件	3件	27件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	1件	1件	-	-	2件	7件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	-	-	-	-	-	22件
警 察 官	1件	4件	1件	1件	7件	12件
法令に違反した場合	-	2件	-	1件	3件	6件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	-	2件	-	-	2件	2件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1件	-	1件	-	2件	4件
計	19件	9件	1件	4件	33件	115件
法令に違反した場合	-	4件	-	2件	6件	54件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	16件	4件	-	-	20件	31件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	3件	1件	1件	2件	7件	30件

5 職員の営利企業等の従事の許可その他のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事許可の件数(平成21年度)

地方公務員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項の規定により自ら営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等が原則禁止されていますが、任命権者の許可を受けることで営利企業等に従事することができる場合があります。

営利企業等の従事の内容	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問及び評議員並びに当該会社及び団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合(業務上の関連により県出資法人の役員に無報酬で就任する場合等)	5件	1件	-	6件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合(農業等)	11件	1件	-	12件
報酬を得て事業又は事務に従事する場合(消防団員、大学の非常勤講師等)	231件	119件	-	350件
計	247件	121件	-	368件

(注) 警察官は、実績なし。

(2) 職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数(平成21年度)

職務上の秘密事項の発表の内容	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
民事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	-	-	3件	3件
刑事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	3件	-	23件	26件
人事委員会が法律又は条例に基づく権限の行使に関し、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めた場合	-	-	-	-
計	3件	-	26件	29件

(注) 教員は、実績なし。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修に関する計画の概要及び実施状況

区 分	研修の種類	具 体 的 な 取 組 (平成22年4月1日現在)	実施状況(平成21年度)	
			参加者	修了者
自治研修所 (一般行政職員対象)	基礎研修	職位や職種ごとに必要となる知識、管理能力等の習得を目的とした研修(新規採用職員研修、2~7年程度の若手職員研修、中堅職員研修、新任係長級研修、係長級昇任前研修等)	1,005人	978人
	能力開発・向上研修	地方行政に携わる職員としての必要な知識及び能力の習得を目的とした研修(企画立案・業務改善提案・情報収集活用能力分野、協働連携・対話説明・意思疎通調整能力分野、組織運営・業務管理能力分野、人材育成・人事管理能力分野、法務能力分野等に関する研修)	1,893人	1,829人
	職場支援研修	部下職員の指導方法等、職場内での職員育成又は業務能率の向上を目的とした研修(新規採用職員サポーター研修等)	614人	609人
	自己啓発支援研修	業務に役立つ語学講座等、職員の資質向上を目的とした研修(語学講座、通信教育等)	167人	114人
	基本研修	教育一般についての必要な基礎的知識・技能の習得のほか、教職経		

教育センター (教職員対象)		験に応じて職務の遂行に必要な資質・指導力の向上等を目的とした研修(初任者研修・新規採用教員研修、2年次フォローアップ研修、教職経験者研修(5年経験者研修・10年経験者研修・キャリアデザイン研修))	758人	758人
	職務研修	職務ごとに必要となる専門知識・技能等の向上を図る研修(校長・教頭等を対象とした学校経営研修、教務主任・進路指導主事等を対象とした主任・主事研修、養護教諭・教育相談担当教諭等職務に応じた研修)	2,341人	2,341人
	専門研修	教育課題、校務能率の向上等に関する専門的知識・技能を図る研修を希望制により実施(特別支援教育、校務能率の向上、教科の指導力の向上に関する研修等)	5,344人	5,344人
警察学校 (警察職員対象)	初任教養等	各階級の職務執行に必要な知識、能力等の修得を目的とした研修(初任科、初任補修科、巡查部長任用科、警部補任用科、一般職員初任科等)	136人	136人
	専科	特定分野に関する専門的知識、技能等の修得を目的とした研修(術科指導者専科、会計実務専科、通信指令専科、窃盗犯捜査実務専科、交通規制管理専科等)	288人	288人

(2) 職員の勤務成績の評定に関する制度の概要(平成22年4月1日現在)

年々多様化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに勤務意欲及び能力の向上を目的として、人事評価を実施しています。面談により、評価結果を職員本人に開示するとともに、上司から業務に関する指導助言を行うなど、職員の能力開発に資する取組を行っています。

人事評価制度の概要

区 分	具 体 的 な 取 組		
	一般行政職員	教員	警察
評価方法	絶対評価	絶対評価	絶対及び相対評価 (課長補佐以上の者は絶対評価のみ)
評価の対象者	全職員(各部局長等、派遣職員、併任職員、休職者等は除く。)	市町村(学校組合)立学校及び県立学校に勤務する教職員(評価機関における勤務期間が3月に満たない教職員等は除く。)	全職員(地方警務官、警察学校長、休職者、臨時的任用職員及び非常勤職員は除く。)
評価者研修	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施	評価の公平性、客観性の確保のため評定者に対する研修を実施	なし
評価時期	年2回(10月、2月)	年1回(1月)	年1回(1月)
苦情相談窓口	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	なし
評価結果の反映	人事配置、給与(昇給・勤勉手当)に反映	人事配置等に反映 管理職については昇給に反映	人事配置に反映
面談	上司と部下の面談を年3回実施 ・業務目標の確定 ・評価結果の本人開示 ・部下の意欲向上につながる指導、助言	評価対象者と評定者の面談を年3回実施 ・学校目標達成への意欲醸成、資質能力の伸長 ・次年度の目標設定に向け、意欲を喚起	なし
自己申告制度	業務管理支援及び能力・キャリア開発を目的とした「業務管理・キャリア開発シート」の作成を実施	学校教育目標を踏まえた自己目標を定める教職員の自己申告制度を実施	なし

7 職員の健康管理に関する福祉の状況

(1) 安全衛生管理体制(平成21年度)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、各事業所の業種及び規模に応じて次のとおり管理者等を選任しています。

区 分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数
知事部局等	4	4	5	5	21	21	26	45	45
教育委員会	-	-	-	-	30	30	30	12	12
警察本部	-	-	-	-	6	6	10	6	6

区 分	産 業 医				委 員 会				
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	実選任者数	衛生委員会		安全委員会		左のうち安全衛生委員会として設置している事業場数
					選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち設置事業場数	
知事部局等	21	21	21	6	21	21	5	5	5
教育委員会	30	30	30	30	30	30	-	-	-
警察本部	6	6	6	4	6	6	-	-	-

(注) 知事部局等には、企業局、病院局及び各種委員会を含みます(以下同じ。)

(2) 職員のための福利厚生生活活動事業(平成21年度)

職員の福利厚生及び健康管理のための各種事業を行っています。

事業名		事業の概要・目的	平成21年度 決算額
知事部局等	職員会館運営事業	職員の健康づくり及び文化活動を行う施設として、職員会館の運営を実施	501千円
	労働安全・衛生事務	職員が職場で安全かつ健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催、安全管理者、衛生管理者及び産業医の設置等並びに定期健康診断及び特定業務従事者健康診断等を実施	86,914千円
	健康診断事業	職員に対して、定期健康診断、特定業務従事者健康診断等を実施	
	健康相談・指導事務	職員に対して、健康相談、健康教育等を実施	4,286千円
	メンタルヘルス対策事業	職員が心の病気を予防し、及び心の健康を保持増進できるようにするため、ストレス度チェック、職員相談、専門相談、職員研修等を実施	
	健康増進事業負担金	職員の健康管理のため、人間ドック事業を行う地方職員共済組合に対し、負担金を交付	
職員文化活動推進事業補助金	職員が郷土伝統芸能行事に参加し、職員及び県民に地域文化に触れる機会を提供する事業へ補助を行う。	1,546千円	
計			107,561千円
教育委員会	教職員福利厚生事業	教育関係職員の福利厚生の推進と働きやすい職場環境づくりの整備	8,499千円
	教職員健康対策事業	教職員の疾病の早期発見と生活習慣病の予防のための各種健康診断の実施及び各職場の衛生管理体制の整備	25,674千円
	教職員心の健康対策事業	近年増加傾向にある教職員の精神性疾患に対する対策として、相談体制の充実、教職員の意識啓発、退職者や復職者の支援及び職場の環境改善	687千円
	計		
警察本部	健康診断事業	職員に対して、定期健康診断、各種特別検診等を実施	19,506千円
	メンタルヘルス事業	職員の心の病気の予防、心の健康の保持のため、メンタルヘルス相談を実施	164千円
	警察職員互助会補助金	職員が福利厚生制度を活用するため、各種福利厚生事業を行う警察職員互助会に対し補助金を交付	2,007千円
	計		

(3) 職員の健康診断の状況（平成21年度）

職員の健康診断は、定期健康診断のほか、特定業務従事者健康診断として、深夜業務従事者、給食業務従事者、自動車運転業務従事者等の業務従事内容又は職種に応じて必要な健康診断を行っています。

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数
定期健康診断	4,761人	4,720人	2,774人	2,545人	1,399人	1,393人
特定業務従事者健康診断	4,683人	4,483人	14人	14人	322人	308人

- 8 職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況
（前年度における勤務条件に関する措置の要求に関し人事委員会が行った勧告への対応状況）
該当なし

第2 鳥取県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員の競争試験の状況（平成21年度）

ア 県職員採用試験（平成21年7月1日採用分・大学卒業程度） <第1次試験日 平成21年4月19日>

職種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性	うち女性		うち女性		
土木	43人	3人	34人	2人	4人	-	2人	-	17.0倍
計	43人	3人	34人	2人	4人	-	2人	-	17.0倍

イ 県職員採用試験（大学卒業程度） <第1次試験日 平成21年6月28日>

職種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性	うち女性		うち女性		
事務（一般コース）	500人	190人	345人	136人	29人	10人	16人	8人	21.6倍
事務（環境コース）	23人	7人	17人	3人	2人	-	1人	-	17.0倍
総合化学（一般コース）	28人	10人	21人	8人	3人	1人	3人	1人	7.0倍
総合化学（食品化学コース）	12人	10人	11人	9人	6人	4人	5人	3人	2.2倍
農業	34人	14人	25人	10人	7人	2人	3人	1人	8.3倍
林業	17人	4人	12人	2人	6人	-	2人	-	6.0倍
水産	15人	-	10人	-	5人	-	4人	-	2.5倍
土木	56人	2人	34人	2人	18人	-	11人	-	3.1倍
社会福祉（福祉コース）	39人	24人	31人	20人	7人	6人	3人	3人	10.3倍
社会福祉（心理コース）	11人	8人	8人	6人	3人	1人	3人	1人	2.7倍
保健師	20人	18人	19人	17人	6人	5人	4人	3人	4.8倍
獣医師	5人	3人	4人	2人	4人	2人	4人	2人	1.0倍
薬剤師	8人	1人	7人	-	6人	-	6人	-	1.2倍
計	768人	291人	544人	215人	102人	31人	65人	22人	8.4倍

ウ 県職員採用試験（民間企業等経験者対象・大学卒業程度） <第1次試験日 平成21年9月20日>

職種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(B)		競争率 (A/B)
	うち女性		(A)	うち女性	うち女性		うち女性		
経営指導	9人	1人	8人	1人	6人	1人	1人	-	8.0倍
建築	16人	3人	13人	3人	6人	2人	2人	1人	6.5倍

土	44人	-	38人	-	12人	-	4人	-	9.5倍
計	69人	4人	59人	4人	24人	3人	7人	1人	8.4倍

工 県職員採用試験（短大卒業程度） <第1次試験日 平成21年9月27日>

職 種	申込者数	第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(B)		競争率 (A/B)
		うち女性	(A)	うち女性	(A)	うち女性	(B)	
保育士	34人	23人	27人	19人	13人	6人	5人	4.5倍
公立学校栄養職員	60人	54人	49人	44人	5人	4人	2人	24.5倍
計	94人	77人	76人	63人	18人	14人	8人	9.5倍

才 県職員採用試験（平成21年7月1日採用分・高校卒業程度） <第1次試験日 平成21年4月19日>

職 種	申込者数	第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(B)		競争率 (A/B)
		うち女性	(A)	うち女性	(A)	うち女性	(B)	
一般事務	461人	159人	324人	112人	10人	3人	3人	108.0倍
計	461人	159人	324人	112人	10人	3人	3人	108.0倍

力 県職員採用試験（高校卒業程度） <第1次試験日 平成21年9月27日>

職 種	申込者数	第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(B)		競争率 (A/B)
		うち女性	(A)	うち女性	(A)	うち女性	(B)	
一般事務	54人	28人	45人	27人	13人	5人	6人	7.5倍
警察事務	162人	98人	132人	77人	13人	4人	4人	33.0倍
計	216人	126人	177人	104人	26人	9人	10人	17.7倍

キ 県職員採用試験（高校卒業程度（警察事務・追加募集）） <第1次試験日 平成22年2月28日>

職 種	申込者数	第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(B)		競争率 (A/B)	
		うち女性	(A)	うち女性	(A)	うち女性	(B)		
警察事務	121人	60人	89人	43人	9人	5人	2人	2人	44.5倍
計	121人	60人	89人	43人	9人	5人	2人	2人	44.5倍

ク 県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度） <第1次試験日 平成21年9月20日>

職 種	申込者数	第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(B)		競争率 (A/B)	
		うち女性	(A)	うち女性	(A)	うち女性	(B)		
一般事務	11人	8人	11人	8人	6人	4人	3人	3人	3.7倍
計	11人	8人	11人	8人	6人	4人	3人	3人	3.7倍

ケ 県職員採用試験（警察官A（1回目）） <第1次試験日 平成21年5月10日>

職 種	申込者数	第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(B)		競争率 (A/B)	
		うち女性	(A)	うち女性	(A)	うち女性	(B)		
警察官(男性)	165人	-	142人	-	116人	-	38人	-	3.7倍
警察官(女性)	34人	34人	27人	27人	14人	14人	4人	4人	6.8倍
警察官(男性) (男性・武道/柔道)	2人	-	1人	-	1人	-	1人	-	1.0倍
警察官(男性) (男性・武道/剣道)	4人	-	3人	-	3人	-	1人	-	3.0倍
計	205人	34人	173人	27人	134人	14人	44人	4人	3.9倍

コ 県職員採用試験（警察官A（2回目）） <第1次試験日 平成21年9月20日>

職 種	申込者数	第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(B)		競争率 (A/B)	
		うち女性	(A)	うち女性	(A)	うち女性	(B)		
警察官(男性)	93人	-	67人	-	25人	-	7人	-	9.6倍
計	93人	-	67人	-	25人	-	7人	-	9.6倍

サ 県職員採用試験（警察官B） <第1次試験日 平成21年9月20日>

職 種	申込者数	第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(B)		競争率 (A/B)	
		うち女性	(A)	うち女性	(A)	うち女性	(B)		
警察官(男性)	122人	-	106人	-	74人	-	30人	-	3.5倍
警察官(女性)	28人	28人	24人	24人	7人	7人	3人	3人	8.0倍
計	150人	28人	130人	24人	81人	7人	33人	3人	3.9倍

(2) 職員の選考の状況（平成21年度）

区 分	採 用 選 考					昇 任 選 考					
	知 事 部局等	教 育 委員会	警 察 本 部	病院局	計	知 事 部局等	教 育 委員会	警 察 本 部	病院局	計	
行政職	部長相当職	2人	-	-	-	2人	5人	-	-	-	5人
	次長相当職	2人	1人	-	-	3人	14人	2人	-	-	16人
	課長相当職	3人	3人	-	-	6人	40人	9人	-	2人	51人
	課長補佐相当職	18人	-	-	-	18人	79人	12人	3人	1人	95人
	係長相当職	4人	-	-	-	4人	80人	11人	6人	-	97人
公安職	主事相当職	19人	5人	2人	2人	28人	-	-	-	-	-
	部長相当職	-	-	1人	-	1人	-	-	5人	-	5人
	課長相当職	-	-	2人	-	2人	-	-	10人	-	10人
	課長補佐相当職	-	-	2人	-	2人	-	-	-	-	-
	係長相当職	-	-	3人	-	3人	-	-	-	-	-

	主任相当職	-	-	2人	-	2人	-	-	-	-	-
教育職1	該当なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育職2	教頭相当職	-	3人	-	-	3人	-	-	-	-	-
	教諭相当職	2人	10人	-	-	12人	-	-	-	-	-
研究職	分場長相当職	-	-	-	-	-	-	-	2人	-	2人
	研究員相当職	-	1人	-	-	1人	-	-	-	-	-
医	(1) 部長相当職	-	-	-	1人	1人	-	-	-	4人	4人
	医長相当職	4人	-	-	9人	13人	-	-	-	1人	1人
	医師相当職	2人	-	-	11人	13人	-	-	-	-	-
療	(2) 課長相当職	-	-	-	-	-	4人	-	-	-	4人
	課長補佐相当職	-	-	-	-	-	5人	-	-	-	5人
	係長相当職	-	-	-	-	-	4人	-	-	2人	6人
職	(3) 衛生技師相当職	-	-	-	8人	8人	-	-	-	-	-
	部長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	1人	1人
	看護師長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	16人	16人
	看護主任職	-	-	-	-	-	4人	-	-	15人	19人
海事職	看護師相当職	12人	-	-	83人	95人	-	-	-	-	-
	二等航海士相当職	1人	1人	-	-	2人	-	-	-	-	-
	計	69人	24人	12人	114人	219人	235人	34人	26人	42人	337人

各区分のうち、記載のない職位は該当者なし

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（平成21年度人事委員会勧告）

(1) 給与報告・勧告の骨子

ア 平成21年度の給与改定

(ア) 月例給の引下げ

- ・医療職給料表(1)を除く全給料表・全号給の引下げ（現行給料表から 0.8%引下げ）
- ・自宅に係る住居手当（新築・購入後5年間に限り支給：月額2,500円）を廃止（0.06%）
- ・管理職手当の引上げ（0.8%引下げ）

(イ) ボーナスの引下げ

- ・特別給(ボーナス)の支給月数の 0.16月分引下げ（4.02月分 3.86月分）

(2) 給与決定の原則

地方公務員法第24条第3項は「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与とその他の事情を考慮して定められなければならない」と規定しており、これらの判断基準に沿って総合勘案した。

(3) 給与を取り巻く状況

ア 民間事業所従業員の給与の状況

<月例給・特別給の比較>

区 分	民間(A)	職員(B)	公民較差(A-B)
月例給(平成21年4月分)	339,283円	345,334円	6,051円(1.75%)
・わたり廃止の経過措置無	339,283円	342,234円	2,951円(0.86%)
・給与構造改革の現給保障措置無	339,283円	341,626円	2,343円(0.69%)
・経過措置・現給保障措置ともに無	339,283円	337,057円	2,226円(0.66%)
特別給(平成20年8月-21年7月)	3.86月分	4.02月分	0.16月分

(注)月例給はラスパイレス方式による比較である。

イ 国家公務員の給与の状況

人事院は、平成21年8月11日に、月例給及びボーナスとも引き下げるとともに、超過勤務手当等について、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえた改定を行うこと等を内容とする報告・勧告を行った。併せて、国家公務員の育児休業等に関する法律を改正するよう意見の申出を行った。

本県においては、国とおおむね類似の給与制度をとっており、国との給与水準の比較（国公ラスパイレス指数）では、平成20年は98.8であった。

<国公ラスパイレス指数（国=100）>

平成13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
102.6	97.6	97.3	95.7	95.5	96.5	97.3	98.8

(注)平成14年から19年は職員の給与とカットを実施しており、カット後の額で比較している。

ウ 他の地方公共団体の職員の給与の状況

- ・他の地方公共団体においては、本県とおおむね類似の給与制度をとっている。
- ・既に勧告を行った団体については、全ての団体が、国と同様に給料表及び特別給を引き下げることとしており、引下げ率についても地域の実態をより反映したものとなっている。（3府県・13政令市）

エ 生計費及びその他の事情

- ・勧告後の給与は、生計費を充足している。
- ・民間における経済、雇用情勢等は引き続き厳しい状況にある。

(4) 勧告の考え方

県内民間の状況、国や他の地方公共団体の職員給与との均衡、職員の士気の確保、公務への有能な人材の確保、職員の労働基本権制約の代償措置であるという給与勧告制度の趣旨等を総合的に勘案し、月例給については 0.86%を解消較差とし、これに見合うだけの引下げを行うとともに、特別給については 0.16月分引き下げることとした。

(5) 勧告の内容

ア 月例給について

(ア) 給料表

現行の給料表から 0.8%引下げ（医療職給料表(1)は据置き）

給与構造改革等による現給保障額及びわたり廃止に伴う経過措置額についても同様に引下げ

(イ) 諸手当

- ・住居手当 自宅に係る住居手当（新築・購入後5年間に限り支給）を廃止
- ・管理職手当 給料表と同じ引下げ率を乗じて引下げ（0.8%）

イ 特別給について

- ・期末手当の支給月数の 0.16月分引下げ(2.57月分 2.41月分)
平成21年 6月期:1.19月分(変更なし) 12月期:1.38月分 1.22月分
平成22年 6月期:1.11月分 12月期:1.30月分

(6) 提言事項

ア 給与制度関係

給与制度の見直し

- ・現在、小中学校と高等学校等にわかれている給料表を早期に一本化できるよう新たな職を設置するなど必要な措置を講じることを要請
- ・教員の手当等について、国の見直しの趣旨を踏まえながら検討の上、対応する必要がある
- ・研究職給料表について、職務に応じた職位や給与のあり方についての整理など任命権者での検討結果を踏まえて対応

イ 人事管理関係

(ア) 仕事と家庭生活の両立支援

- ・国の動向や他県の状況に留意しつつ、両立支援のための環境整備に努めていくことが必要
- ・現在「小学校就学の始期に達するまで」等としている子の看護休暇について、国や他県の取扱いを勘案して、拡充に向けて検討することが必要

(イ) 時間外勤務の縮減対策

- ・一時期減少傾向だったが、近年、増加傾向にあり
- ・各任命権者は、各職場において目標時間を設定するとともに、管理職員が率先して勤務実態の把握のためのシステムによって得られた情報を活用し、時間外勤務の要因、必要性等を分析しながら、絶えず業務の見直しや事務分担の弾力的な変更などの対応を行い、実効ある時間外勤務の縮減対策を講じることが必要
- ・本委員会も実態の把握、原因分析など各任命権者の取組を促進

(ウ) 労働災害の防止

- ・職員の死亡事故を受けて任命権者で実施している職場の再点検等の再発防止策、職場における労働者の安全、健康の確保と快適な職場環境の形成に向けた取組の全任命権者での推進が必要

(エ) 職員の健康保持

- ・長期療養者に占める精神疾患の割合は依然高く、メンタルヘルス対策に取り組むことは引き続き重要
- ・早期発見、適時・的確な対応が重要
- ・セクシュアル・ハラスメント行為及びパワー・ハラスメント行為の未然防止及び排除の取組を進めることが必要

(オ) 公務員倫理

- ・公務上の不祥事のみならず、公務外の非行による懲戒処分事例の発生
- ・職員一人ひとりが、より一層高い使命感と倫理観を持って行動することが必要

(カ) 高齢期の雇用問題

- ・国においては公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて定年年齢を段階的に65歳まで延長するための諸課題を検討すること
- ・本県においても国の動向を注視しながら取扱いを検討することが必要

(キ) 非常勤職員等の処遇及び障害者の雇用

- ・非常勤職員等の処遇について、引き続き、任用根拠ごとに任用方法や勤務条件に留意した対応が必要
- ・障害者雇用を拡大していくための諸課題について、任命権者での取組状況を踏まえ、引き続き検討していくことが必要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求の件数(平成21年4月1日~平成22年3月31日)
なし

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

不服申立て件数(平成21年4月1日~平成22年3月31日)
なし